



前橋市教育委員会告示第 9 号

前橋市教育委員会 4 月定例会を次のとおり招集します。

平成 3 1 年 4 月 1 5 日

前橋市教育委員会

教育長 塩 崎 政 江

記

1 日 時 平成 3 1 年 4 月 1 7 日（水） 午後 3 時 0 0 分

2 場 所 市役所 3 階 3 1 会議室

3 付議事件

(1) 報告第 1 号 職員の人事異動（課長級以上）の臨時代理について

平成 3 1 年 4 月定例教育委員会提出事項

1 教育長報告

- (1) 職員の人事異動（副参事級以下）の専決について（総務課）
- (2) 平成 3 1 年度教育委員会事務の点検及び評価について（総務課）
- (3) 平成 3 1 年度学校施設等整備について（教育施設課）
- (4) 史跡女堀保存活用計画の策定について（文化財保護課）
- (5) 平成 3 0 年度末教職員の人事異動の概要について（学校教育課）

2 提出議案

議案番号	件 名	所 管 課
報告 1	職員の人事異動（課長級以上）の臨時代理について	総 務 課

3 その他

- (1) 行事について（総務課）
- (2) 平成 3 1 年度学校施設の工事概要について（教育施設課）
- (3) 平成 3 0 年度市立前橋高等学校卒業生進路状況について（前橋高等学校）
- (4) 平成 3 0 年度第 4 回前橋市社会教育委員会議の開催結果について（生涯学習課）
- (5) 平成 3 0 年度幼児教育の推進体制構築事業（最終報告）について（総合教育プラザ）
- (6) 図書館サポーターについて（図書館）

議 事 日 程 第 1 号

前橋市教育委員会 4 月定例会
平成 3 1 年 4 月 1 7 日（水）
午後 3 時 0 0 分開議

第 1 会期の決定

第 2 会議録署名委員の指名

第 3 教育長提出の諸報告

- (1) 職員の人事異動（副参事級以下）の専決について
- (2) 平成 3 1 年度教育委員会事務の点検及び評価について
- (3) 平成 3 1 年度学校施設等整備について
- (4) 史跡女堀保存活用計画の策定について
- (5) 平成 3 0 年度末教職員の人事異動の概要について

第 4 教育長提出議案の付議

- (1) 報告第 1 号 職員の人事異動（課長級以上）の臨時代理について

第 5 そ の 他

- (1) 行事について
- (2) 平成 3 1 年度学校施設の工事概要について
- (3) 平成 3 0 年度市立前橋高等学校卒業生進路状況について
- (4) 平成 3 0 年度第 4 回前橋市社会教育委員会議の開催結果について
- (5) 平成 3 0 年度幼児教育の推進体制構築事業（最終報告）について
- (6) 図書館サポーターについて

職員の人事異動（副参事級以下）の専決について

平成 31 年 4 月 1 日付け職員の人事異動（副参事級以下）について、前橋市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和 52 年前橋市教育委員会規則第 11 号）第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり専決したので、同条第 2 項の規定に基づき、報告する。

平成 31 年 4 月 17 日提出

前橋市教育委員会

教育長 塩 崎 政 江

記

1 異動 80 人

(1) 副参事級	0 人
(1) 課長補佐級	9 人
(2) 係長級	16 人
(3) 主査、主任、主事級	15 人
(4) 業務吏員	38 人
(5) 幼稚園教諭	2 人

2 新規採用 18 人

(1) 行政職	6 人
(2) 業務吏員	1 人
(3) 割愛採用	11 人

3 合計 98 人

※ 名簿は、添付省略

教育委員会事務の点検・評価について（実施要領）

前橋市教育委員会

1 点検・評価の趣旨

教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「法」という。）第26条）とされていることから、前橋市教育委員会では、効果的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たしていくため、教育委員会の点検及び評価を行う。

2 具体的な取組の考え方

点検・評価の対象は、前年度の教育委員会の活動及び前年度の教育行政方針に基づき実施をした主な施策や事業とする。また、点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ること（法第26条第2項）とされていることから、点検・評価の客観性を確保するため、点検・評価の結果に対して学識経験者から意見を聴取する。

3 本市における平成31年度の点検・評価の取組み

(1) 点検・評価の対象

平成30年度の教育委員会の活動及び「平成30年度教育行政方針」に位置付けられた事業を基本に点検・評価を行う。

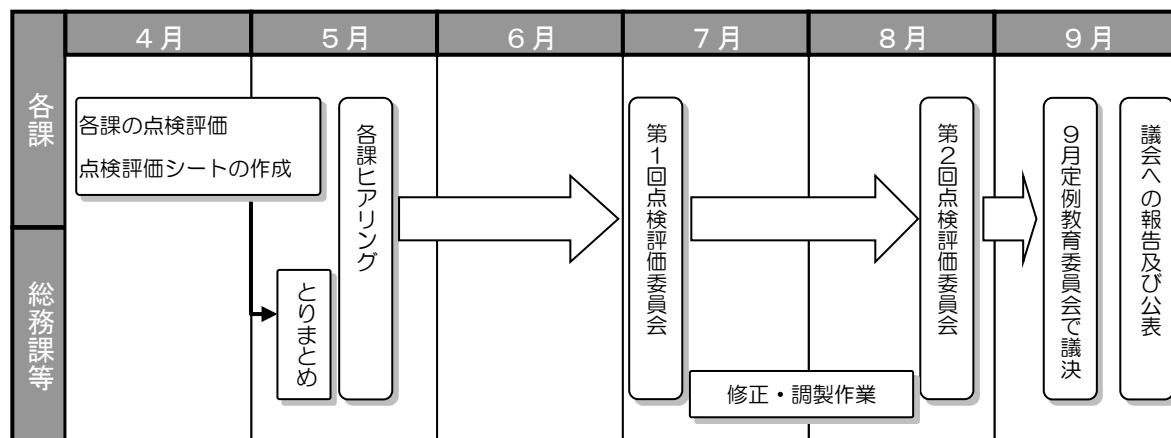
(2) 点検・評価の方法

「教育委員会事務点検及び評価委員会」を設置し、各課が作成した点検・評価シート並びに評価根拠資料等により、客観的な観点から点検・評価を行う。

(3) 学識経験者について

点検及び評価を行うに当たり、学校教育分野1名、社会教育分野2名の計3名の学識経験者から意見を聴取する。

(4) 平成31年度のスケジュール（案）



平成31年度学校施設等整備について

(小学校)

事業区分	学校名	事業概要	工 期 (予定)															備 考		
			2018年度			2019年度									2020年度 に渡る場合 完成予定					
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12		1	2		3	
校舎等大規模改修	わかば小	校舎大規模改造工事																		予定工期 2019年6月～2019年12月
	新田小ほか2校	トイレ大規模改造工事																		予定工期 2019年7月～2019年11月
	大室小 時沢小	校舎外壁落下防止工事																		予定工期 2019年7月～2019年11月
	城東小 広瀬小	トイレ大規模改造実施設計																		予定工期 2019年8月～2020年2月

平成31年度学校施設等整備について

(中学校)

事業区分	学校名	事業概要	工 期 (予定)																	備 考
			2018年度			2019年度												2020年度 に渡る場合 完成予定		
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
校舎等新 増改築	富士見中	エレベーター設置工事																		予定工期 2019年7月～2020年2月
	明桜中	体育館新築工事																		予定工期 2019年9月～2020年8月
	明桜中	校舎大規模改造工事																		予定工期 2019年12月～2020年9月
	荒砥中	トイレ大規模改造工事																		予定工期 2019年7月～2019年11月
校舎等大 規模改修	みずき中 桂萱中	吊り天井撤去工事 (みずき中:武道場、 桂萱中:卓球場)																		予定工期 2019年10月～2020年1月
	元総社中	校舎外壁落下防止工事																		予定工期 2019年7月～2019年11月
	第三中	トイレ大規模改造実施設計																		予定工期 2019年8月～2020年2月
	第一中ほ か2校	美術室空調設備設置工事																		予定工期 2019年6月～2019年8月
環境改善	第五中ほ か2校	美術室空調設備設置実施 設計																		予定工期 2019年6月～2019年8月

平成31年度学校施設等整備について

(市立前橋高校)

事業区分	学校名	事業概要	2019年度																備考
			2018年度																
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	2020年度 に渡る場合 完成予定	
校舎等大規模改修	市立前橋高校	吊り天井撤去工事																	予定工期 2019年7月～2019年9月
		校舎外壁落下防止工事																	予定工期 2019年7月～2020年11月
環境改善		空調調和設備改修工事																	予定工期 2019年6月～2019年9月

概要版

史跡女堀保存活用計画書

平成 31 年 3 月 前橋市教育委員会



序

女堀は、前橋市上泉町から伊勢崎市田部井町（旧佐波郡東村西国定）までの全長約13kmにわたる農業灌漑遺構であり、中世初期の農業史や農業土木史、荘園史を知ることができる重要な遺跡です。昭和58年に国の史跡に指定され、市内では4地区6地点が指定を受けています。

前橋市では、史跡女堀を適切に保存し、その価値を確実に未来へと受け継ぐことを目的として、その指針となる保存活用計画を策定いたしました。今後本計画に基づいた保存管理を継続するとともに、史跡の活用や整備を進めてまいります。

最後になりますが、本計画策定にあたって貴重なご意見やご指導をいただいた史跡女堀整備検討委員、文化庁、群馬県教育委員会の皆様をはじめ、日頃より史跡の保存管理にご尽力いただいている地域の方々に深く感謝申し上げます。

平成31年3月

前橋市教育委員会

教育長 塩 崎 政 江

目 次

第1章 計画策定の沿革・目的・・・・・・・・・・1	第3節 保存管理の方法・・・・・・・・・・14
第1節 計画策定の沿革・・・・・・・・・・1	第4節 範囲内容確認などの調査について・・14
第2節 計画策定の目的・・・・・・・・・・1	第5節 追加指定・・・・・・・・・・14
第3節 委員会の設置・経緯・・・・・・・・・・1	第6節 公有地化・・・・・・・・・・15
第4節 他計画との関係・・・・・・・・・・1	第7節 植生管理・・・・・・・・・・15
第5節 計画の実施・・・・・・・・・・2	第8節 周辺環境の保全・・・・・・・・・・15
第2章 史跡女堀の概要・・・・・・・・・・3	第7章 活用・・・・・・・・・・17
第1節 史跡の概要・・・・・・・・・・3	第1節 活用の方針・・・・・・・・・・17
第2節 指定に至る経緯・・・・・・・・・・5	第2節 活用の方法・・・・・・・・・・17
第3節 指定の状況・・・・・・・・・・5	第3節 活用促進のための短期的整備・・18
第4節 史跡の周辺環境・・・・・・・・・・6	第4節 伊勢崎市との連携・・・・・・・・・・18
第3章 史跡の本質的価値・・・・・・・・・・9	第8章 整備・・・・・・・・・・19
第1節 史跡の本質的価値・・・・・・・・・・9	第1節 整備の方針・・・・・・・・・・19
第2節 史跡の構成要素・・・・・・・・・・9	第2節 整備の方法・・・・・・・・・・19
第4章 現状と課題・・・・・・・・・・10	第9章 運営・体制の整備・・・・・・・・・・21
第1節 関連する諸法令・・・・・・・・・・10	第1節 運営・体制の方針・・・・・・・・・・21
第2節 諸課題・・・・・・・・・・10	第2節 運営・体制の方法・・・・・・・・・・21
第5章 大綱・基本方針・・・・・・・・・・12	第10章 行動計画の策定・実施・・・・・・・・・・22
第6章 保存管理・・・・・・・・・・13	第11章 経過観察・・・・・・・・・・22
第1節 保存管理の方針・・・・・・・・・・13	第1節 経過観察の方針・・・・・・・・・・22
第2節 保存管理の区分・・・・・・・・・・13	第2節 経過観察の方法・・・・・・・・・・22

第1章 計画策定の沿革・目的

第1節 計画策定の沿革

女堀は、昭和50年代に群馬県教育委員会が実施した発掘調査により、全長約13kmにおよぶ中世の農業灌漑遺構であることが判明した。発掘調査の成果を受け、「長さ、巾、深さのいずれの点においても当時としてはきわめて大規模であり、当時の人々が大量の労働力を投入して水田開発を推進しようとしていたことを物語る巨大な記念物である」として、昭和58年に前橋市内の4地区5地点と、旧赤堀町1地区が国史跡に指定された。その後、平成6・9・28年に追加指定が行われている。

史跡指定後は順次公有化を進め、前橋市所在の史跡公有化率は94.2%におよび、現在も継続的に公有化を進めている。また、除草などの日常管理のほか、点在する全ての地区において、標柱や説明板の設置を行って見学者の利便性の向上に努めている。

しかしながら、史跡を適切に保存し、その価値を未来へと受け継ぐための基本方針が未策定であることから、国庫および県費の補助を受けて、平成29・30年度に「史跡女堀保存活用計画」の策定を行った。

第2節 計画策定の目的

女堀は、上述のとおり史跡指定地の公有化や、除草・樹木伐採などの日常管理を行っているものの、便益設備も未設置であり、活用面での課題も多く残されている。

本計画は、史跡女堀の歴史や現状を整理して、史跡の本質的価値や構成要素を明示し、保存管理や活用、整備、運営・体制の整備にかかる方向性や方法を示して、史跡を適切に保存し、その価値を未来へと受け継ぐことを目的とする。また、史跡女堀は前橋市および隣接する伊勢崎市にまたがっている。伊勢崎市では、平成16年に保存管理計画を定め、現在整備基本計画を策定していることから、各地に点在する地区ごとの特徴や性格を生かしつつ、伊勢崎市で策定した計画や方針との協調を図りながら、史跡としての一体性を損なわないものとする。

第3節 委員会の設置・経緯

本計画の策定に当たっては、平成29年度に前橋市教育委員会を事務局とし、有識者による「史跡女堀整備検討委員会」を設置し、文化庁記念物課・群馬県教育委員会事務局文化財保護課の指導のもと、検討と協議を行い、平成31年3月に保存活用計画を策定した。

史跡女堀整備検討委員名簿

役 職	氏 名	職 名
委 員	能登 健（委員長）	前橋市文化財調査委員
	右島 和夫	群馬県立歴史博物館長（伊勢崎市史跡女堀調査整備委員）
	田中 哲雄	元東北芸術工科大学教授
	野口 華世	共愛学園前橋国際大学准教授
顧 問	峰岸 純夫	東京都立大学名誉教授（伊勢崎市史跡女堀調査整備委員）

第4節 他計画との関係

（1）上位計画

①第七次前橋市総合計画（平成30年3月策定）

前橋市では、これまで第六次総合計画（平成20～29年度）にて将来都市像「生命都市いきいき前橋」を

掲げ、積極的なまちづくりを進めてきた。その後の社会経済環境の変化に合わせて、平成 30 年度に第七次総合計画が策定され、『新しい価値の創造都市・前橋』を将来都市像に掲げ、「前橋らしさ」を発揮しながらも持続可能なまちづくりの推進を目指している。本計画は、市のすべての行政分野における計画の最上位計画と位置づけられ、相互補完することにより各分野の取組みの効果の促進を図る。

女堀に関しては、重点施策のうち「第 1 章人をはぐくむまちづくり」の中で、「ふるさとを愛し、未来へ繋げる人づくり」を重点施策とし、文化財の保存管理と活用の促進が示されている。

②前橋市教育振興基本計画

教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）に基づき、教育基本法などの国の施策や前橋市の総合計画との整合性を図って、平成 25～29 年度の 5 か年度を計画期間とした第 1 期「前橋市教育振興基本方針」を策定して、前橋市の教育行政全般における基本理念を定めた。その後、平成 30 年 2 月には平成 30～34 年度を計画期間とする、第 2 期「前橋市教育振興基本計画」を定めた。

女堀に関しては、社会教育分野の目指すべき方向性として、「地域の文化財・伝統文化・行事・芸能などを継承していくことの意義を学ぶことにより、皆で支え合う環境づくりを図」ることを掲げ、「文化財等の保護と活用」を施策の柱としている。また、教育施設整備分野の目指すべき方向性として、「教育施設の整備に当たっては、所在する地域の歴史・文化・伝統などの特色を生かした整備を目指すことを掲げ、教育施設の整備を施策の柱とし、文化財施設の適切な維持管理と、活用の促進を図るための計画的な施設整備を施策の目標としている。

（2）関連計画

①前橋市都市計画マスタープラン

前橋市では、都市計画の基本方針である都市計画マスタープランを平成 21 年に策定し、平成 27 年に改訂している。女堀の所在する城南地区では、「交通利便性が活かされた自然や歴史と共生したまち」を将来像とし、基本方針の一つとして「自然や歴史を保全し、これらと共生できる住居環境を形成」することとしている。

②前橋市景観計画

前橋市では、平成 21 年に「前橋市景観計画」を策定し、併せて「前橋市景観条例」を制定し、赤城山を背景とした眺望の保全を中心とした景観形成方針を定めた。女堀が所在する城南地区の地域別課題として、田園風景が失われつつあることや、歴史資産が豊富に残されているものの地域住民にとっては歴史的資源としての認識が低いことが挙げられている。

③前橋市環境基本計画

前橋市では、平成 12 年度に環境基本計を策定し、その後平成 17 年と平成 25 年に改訂している。本計画では「良好な環境の確保と継承」、「循環型社会構築のための責務」、「地球環境保全の推進」の 3 つを基本理念としている。女堀の所在する城南地区の地区別環境配慮指針には、地区内に所在する大室公園とその周辺の樹木の保護や農地の保全、また河川や溜池などの水辺空間が多いことから河川環境の保全が挙げられている。そして、多くの史跡が残され、前橋総合運動公園などのレクリエーション施設を有する本地区では、史跡・施設と周辺農地を有機的に結合し、活用することを提案している。

第 5 節 計画の実施

本保存活用計画は、平成 31 年（2019）4 月 1 日より発効する。

第2章 史跡女堀の概要

第1節 史跡の概要

女堀は、明確な史料が存在しないことから長らく謎の中世遺構とされ、「推古天皇や北条政子の時代に掘られた堀」や「戦国時代に女がかんざしで掘った堀」といった伝承のみが伝えられていた。その後、昭和50年代に群馬県教育委員会による発掘調査によって、桃ノ木川または藤沢川（前橋市上泉町）を取水口とし、伊勢崎市田部井町（旧佐波郡東村西国定）を終点とする全長約13km、堀幅15～30m、深さ3～4mの中世の農業灌漑遺構であることが明らかになった。全線で堀の痕跡が確認され、途中分水の構造が認められないことから、一斉に工事に着手して安定した水量を確保し、終点である大間々扇状地へ供給することを目的とした農業用水路遺構と考えられている。

堀の掘削工法としては三段階の「段掘工法」がとられ、断面逆台形に掘削し、中央部に通水溝を設ける。また、工区境とみられる箇所が確認されたことから、小工区・中工区・大工区などが置かれたと想定されている。しかしながら、掘削深度の測量ミスなどの技術上の問題や、開削組織の組織的問題、河川の氾濫などの自然災害など諸説あるが、掘削が中断・放棄され、未完成に終わったと考えられる。

掘削排土の下面からは、天仁元年(1108)噴火の浅間Bテフラや浅間粕川テフラが検出されている。この浅間粕川テフラの噴出年代は、大治3年(1128)または大治4年(1129)とする考えがある。赤堀地区の調査の結果、浅間粕川テフラの上位に旧表土の堆積が確認されており、噴出後一定時間が経過したのちに開削が始まったと考えられ、東大室町や飯土井町で出土した杭などが11～13世紀代とするC-14年代測定結果を考えると、開削年代は12世紀中葉と想定される。

火山災害により壊滅的な被害を受けた上野国では、12世紀代盛んに荒地の再開発が行われ、赤城山南麓地域でも相次いで荘園や御厨が成立した。淵名荘は、佐位郡一円に立荘された大規模荘園で、鳥羽上皇の正妻待賢門院璋子が大治5年(1130)に建立した仁和寺の一院である法金剛院の所領である。淵名荘の成立時期は不明ながら、法金剛院が御願寺として建立後の近い時期に立荘・施入されたと推定される。そして、女堀の受益地域である佐位郡を支配していたのは秀郷流藤原氏の淵名氏である。立荘論に立てば、御願主である待賢門院璋子が、淵名氏を開発領主として淵名荘を形成し、立荘後荘園開発のために計画されたのが女堀であると理解することができる。そして、女堀の路線周辺は大胡郷や大室荘など淵名氏と同じく秀郷流藤原氏が領主として経営する地域であり、女堀は地域経営のために同族集団が一丸となって開削に当たった壮大な共同プロジェクトであったと考えられる。

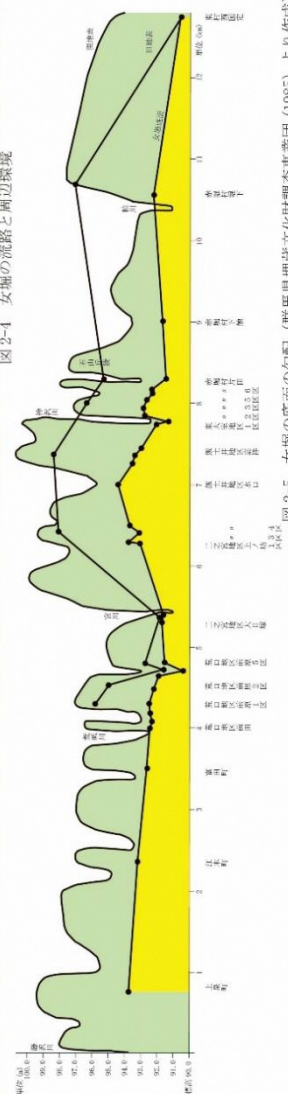
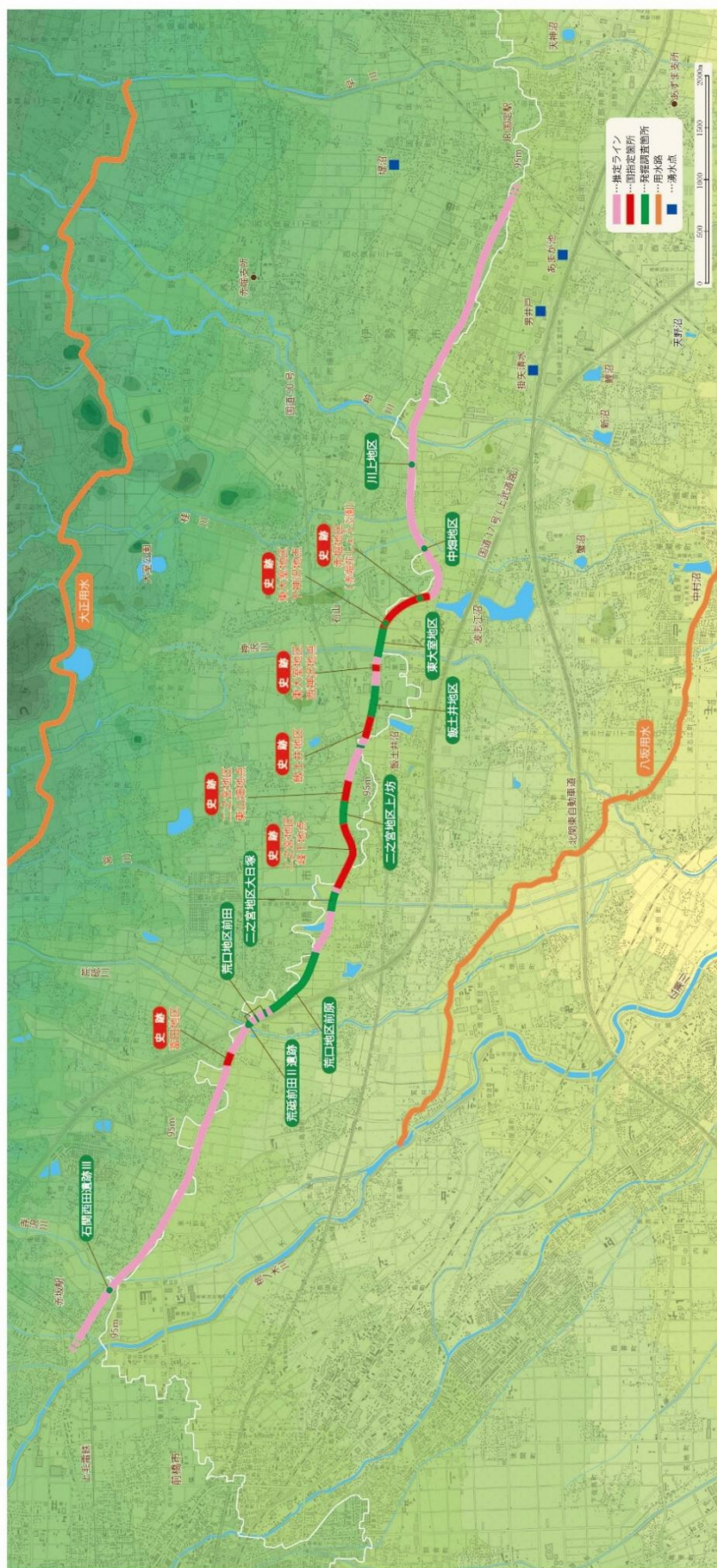
これまで蓄積された調査成果の再検証に伴い、開削年代や堀の起点や終点についても新たな見解が提示されている。また、近年の発掘調査によって新知見や課題が得られ、解明すべき多くの課題や疑問をはらんでいる。今後女堀の調査や研究の深化に伴って、史跡としての新しい価値の発見を期待できよう。



女堀航空写真（二之宮地区峰下地点）



工事が中断した工区（二之宮地区上ノ坊）



第2節 指定に至る経緯

女堀は、群馬県教育委員会による昭和 50 年代の発掘調査の成果から、昭和 58 年には前橋市内の富田地区・二之宮地区（峰下地点・東山畑地点）・飯土井地区・東大室地区西神沢地点（旧前橋工業団地地区）・東大室地区下神沢地点（旧東大室地区）の 4 地区 6 地点と、旧赤堀町 1 地区が国指定史跡に指定された。その後、平成 6 年には二之宮地区および飯土井地区、平成 9 年には赤堀地区、平成 28 年には二之宮地区峰下地点、東大室地区下神沢地点および赤堀地区にて追加指定を行い、史跡の指定面積は 9.4 万㎡におよぶ。

第3節 指定の状況

（1）指定履歴

官報告示 昭和 58 年 10 月 27 日付 文部省告示第 126 号（史跡指定）
平成 6 年 8 月 15 日付 文部省告示第 126 号（追加指定）
平成 9 年 9 月 11 日付 文部省告示第 165 号（追加指定）
平成 28 年 10 月 3 日付 文部科学省告示第 145 号（追加指定）

（2）所在地

【富田地区】前橋市富田町

【二之宮地区】前橋市二之宮町、同二之宮町字峰下、同二之宮町宮後、同二之宮町字東山畑、
同荒子町元屋敷、同荒子町字葭沼

【飯土井地区】前橋市飯土井町嘉祥、同西大室町字下蛭沼、同西大室町

【東大室地区】前橋市東大室町字西神沢、同東大室町下神沢

【赤堀地区】伊勢崎市下触町

（3）指定面積

指定面積	前橋市分	62,395.27㎡
	伊勢崎市分	32,092.13㎡
	合計	94,487.40㎡

（4）指定地の状況

前橋市では、史跡指定後の昭和 58 年より順次公有化を進め、公有化率は 94.2%におよぶ。現在も継続的に公有化を進めている。

指定面積	62,395.27㎡（前橋市分）
（内訳）市有地	58,784.27㎡
民有地	3,611㎡

第4節 史跡の周辺環境

(1) 前橋市の地勢

1 地形・地質

前橋市は、群馬県の中央部よりやや南に位置し、東京から北西約 100km の地点にある。市域は、東西約 20km、南北約 27km で、面積は 311.59 k m² におよぶ。地形・地質の特徴から、前橋市の地域を大別すると、北部の赤城火山斜面および火山麓扇状地（赤城山麓）と、南西部の洪積台地面（前橋台地）、これらにはさまれて北西～南東方向に地溝状に広がる沖積低地（広瀬川低地帯）、そして市を東西に分断して南流する現利根川の氾濫原の4地域に区分される。

県中央部に位置し雄大な裾野を持つ赤城山頂までを市域とし、前橋市の最高標高は黒檜山南面の1,828m におよぶ。赤城山南麓に形成された赤城火山斜面および火山麓扇状地に沿って北から南に向かって緩やかな傾斜となり、市の中央部から南部にかけては、標高 100m 前後の関東平野が広がり、最低標高は下阿内町の 64m となる。

女堀が所在する赤城山南麓は、藤沢川や荒砥川、神沢川、粕川といった中小河川の流下によって樹枝状に解析され、微視的には台地と沖積地が複雑に入り組んだ起伏に富んだ地形となっている。

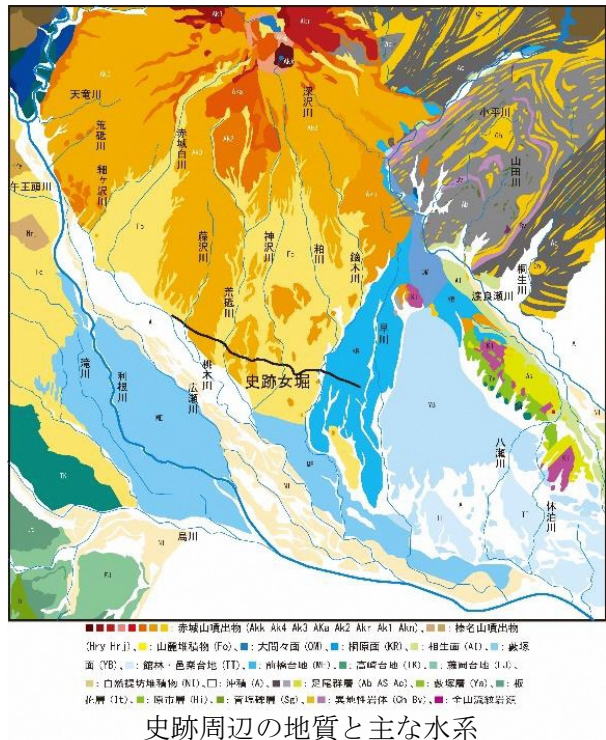
2 気候

北西に連なる赤城、上信越の山々に囲まれ、やや内陸性を帯びて降雨量は少ない。気象庁発表の過去 30 年の気象データ（1981～2010 年）でみると、年間の平均気温は 14.6℃であるが、1月の平均気温が 3.5℃に対し、8月の平均気温は 26.4℃となり、寒暖差が大きく四季の変化に富んでいるのが特徴である。例年 11 月から翌年 4 月にかけて晴天が多く、北西の季節風が吹き、特に冬期は「赤城おろし」と呼ばれる強い風が吹く。6 月から 8 月にかけては南東の風が吹き、気温も高く、激しい雷が起こる。また、近年夏季を中心に狭い地域で大量に降る集中豪雨も発生し、台風などとともに史跡に毀損をおよぼす事態も発生している。

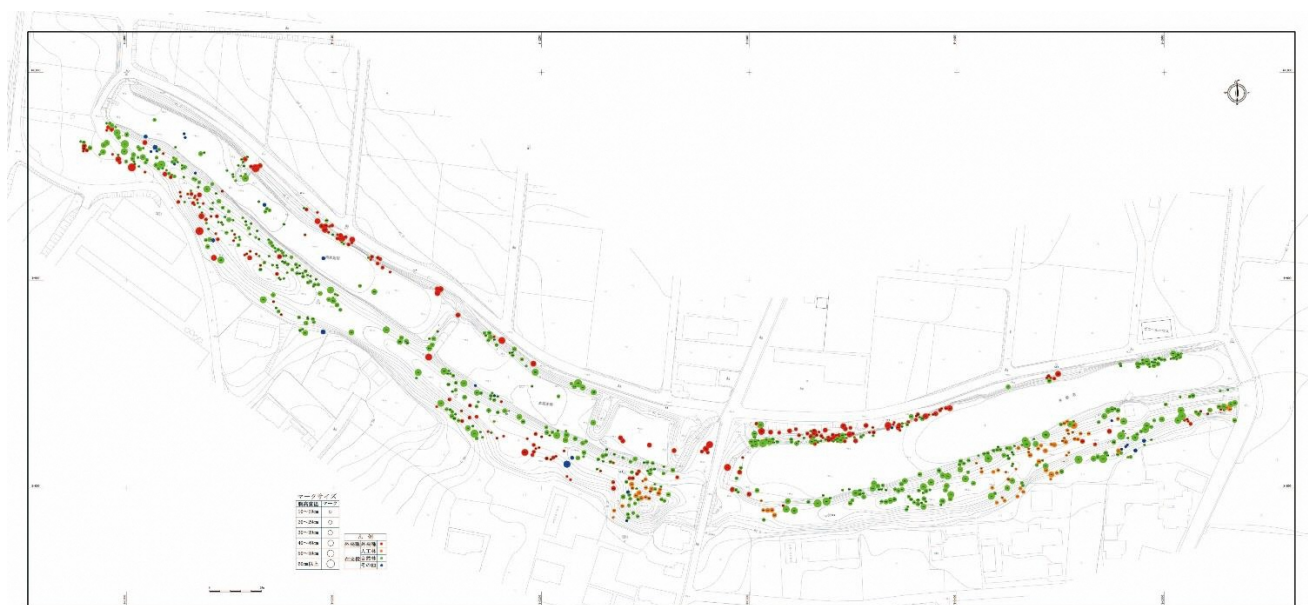
3 動植物相

史跡女堀が所在する城南地区は前橋市の南東部に位置し、その大部分が農地となっている。樹林としては、社寺林や屋敷林など小面積のものが地区内に点在しているほか、前橋市西大室町にある大室公園や乾谷沼、荒口町にある前橋総合運動公園の周辺に広葉樹林やアカマツ林が一定面積分布しており、重要な景観資源を形成している。地区内には桃ノ木川や寺沢川、荒砥川、神沢川、粕川といった多くの中小河川が流下するほか、乾谷沼や五料沼などの溜池が点在しており、豊かな自然環境に支えられて生物相の種類も豊富である。

本計画の策定に伴って、史跡女堀地内にて植生状況調査を行った。「自然林」および「その他」の合計が約 7 割近くを占め、里山の良好な自然環境を維持していることが確認された一方、「外来種」も一定量分布していることが明らかになった。特に二之宮地区峰下地点では全体の 1/4 を占め、堀法面や掘削廃土斜面に生育しているものも多く、倒木により史跡の毀損が生じるなど、伐採除去が喫緊の課題といえる。



史跡周辺の地質と主な水系



植生図（二之宮地区峰下地点）

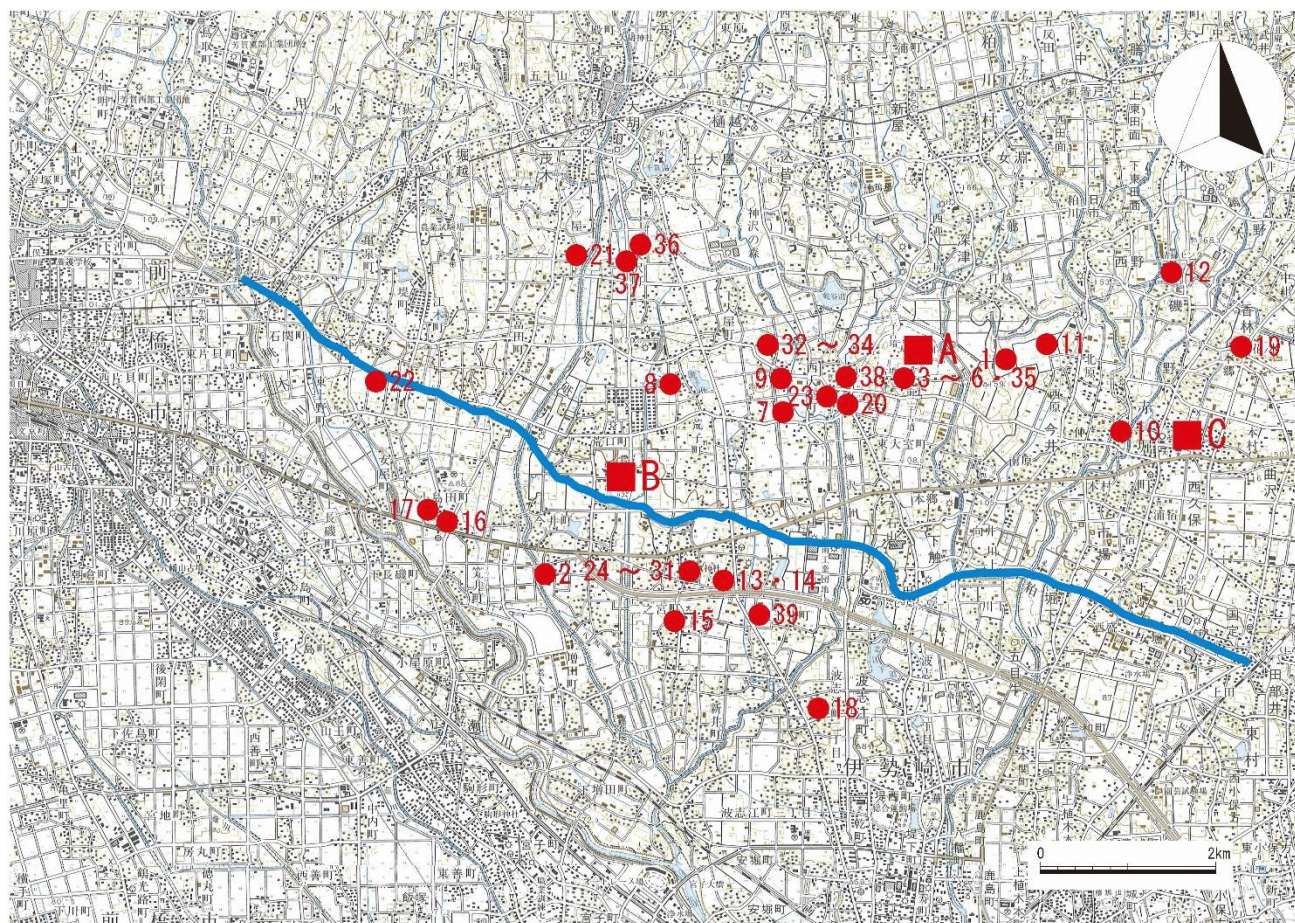


図 2-13 植生図（飯土井地区）

植生図（飯土井地区）

（２）歴史的環境

前橋市では旧石器時代から近世にかけての数多くの歴史遺産が存在し、往時の様子を今に伝える。現在国指定文化財 19 件（重要文化財 6 件、史跡 11 件、天然記念物 2 件）、国登録文化財 25 件（有形文化財 24 件、有形民俗文化財 1 件）、国認定重要美術品 8 件、県指定文化財 56 件（重要文化財 38 件、史跡 12 件、無形民俗文化財 2 件、天然記念物 3 件、名勝 1 件）、市指定文化財 243 件（重要文化財 140 件、史跡 45 件、有形民俗文化財 24 件、無形民俗文化財 21 件、天然記念物 13 件）がある。ここでは、史跡女堀が所在する城南地区の文化財を中心に主な指定文化財や史跡などを概観する。



- 1 赤堀茶臼山古墳 2 今井神社古墳 3 前二子古墳 4 中二子古墳 5 後二子古墳 6 小二子古墳 7 荒砥富士山古墳
 8 荒子杉山古墳 9 大室城跡 10 赤堀城跡 11 毒島城跡 12 天幕城跡 13 無量寿寺：十一面観音立像 14 同：地藏菩薩立像
 15 慈照院：千手観音坐像 16 小島田の供養碑 17 小島田の阿弥陀如来坐像 18 岡屋敷の阿弥陀三尊石仏
 19 香林の石造観音菩薩坐像 20 普蔵寺供養塔 21 富田の宝塔 22 江木の宝塔 23 観昌寺の宝塔 24 二宮赤城神社の宝塔
 25 二宮赤城神社御神幸 26 二宮赤城神社社地 27 二宮赤城神社絵馬 28 二宮赤城神社梵鐘 29 納曽利面 30 式三番叟伝授書
 31 式三番叟および太々神楽 32 産泰神社 33 八稜鏡 34 産泰神社太々神楽 35 関根家住宅 36 泉沢の獅子舞 37 稲荷藤節
 38 西大室町公民館のオハツキイチョウ 39 井出上神社のシイ
 A 大室公園 B 前橋総合運動公園 C 赤堀歴史民俗資料館

史跡周辺の歴史文化遺産と文化・観光施設

第3章 史跡の本質的価値

第1節 史跡の本質的価値

これまでの調査から、女堀は様々な事柄が明らかになり、史跡の持つ価値は多岐にわたる。史跡の本質的価値は下記のとおりとし、主要な価値を（１）～（４）とする。

史跡の本質的価値

中世初期の農業史、農業土木史、荘園史を知ることができる重要な遺跡である。

- （１）大規模な農業用水路遺構であり、自然災害で疲弊した地域の再開発を目的として大量の労働力を投入したことを示す遺構である。
- （２）用水路として完成直前に中断されたことにより、掘削工法や開削組織の様子を詳しく知ることができる。
- （３）古代的土壌制度から中世的土地制度への変遷過程を表す遺構である。
- （４）古代から中世への転換期を象徴する遺構である。

第2節 史跡の構成要素

史跡の本質的価値を構成する要素としては、各地区に良好に残されている掘削排土や堀跡などがあり、視認できないものの通水溝や堀掘削の際の小間割なども含まれる。また、女堀以外の要素としては、二之宮地区峰下地区をため池として利用されていたことを物語る堤や^{いり}塚、各地区に残された薪炭林として有用な樹木などが挙げられる。また、史跡の周辺環境を構成する要素には、赤城山への眺望を上げることができる。



① 堀および掘削排土



② 標柱および説明板



③ 赤城山を望む眺望



④ 土留構・U字溝

史跡の構成要素の例（東大室地点下神沢地点）

第4章 現状と課題

ここでは関連法令等を整理し、保存管理や活用、整備、運営・体制上の課題を抽出する。

第1節 関連する諸法令

①文化財保護法

史跡指定地内では、土地や建造物など現状を変更する行為を行う場合は、文化財保護法に基づく現状変更等の許可申請が必要になる（法第125条）。

②都市計画法

史跡の所在する場所の大半が都市計画上の市街化調整区域に所在し、原則開発行為はなされないが（法第34条）、小規模な造成や建造物の設置計画が生じる可能性がある。史跡整備の際には関連部署との事前協議が必要となる。

③農地法

史跡地内および周辺地域には農地があり、史跡整備などに伴って農地以外に使用する場合には農地転用の手続きが必要になる（法第4・5条）。

④農業振興地域の整備に関する法律

史跡指定地の一部には、農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域となっている。このため、史跡整備などに伴って農地以外に使用する場合には、農振除外の手続きを行ったうえで農地転用許可を受ける必要がある（法第7条、法第13条第1・2項）。

⑤景観法

前橋市は、景観法に基づく景観行政団体となっており、全市域が景観形成区域に指定されている。また平成22年に「前橋市景観条例」が制定されているため、景観形成重点地区を除く景観計画区域における開発行為は、景観行政団体の長に届出が必要となる（法第16条第1・5項、条例第10条の2）。

⑥屋外広告物法

景観行政団体は、条例の定めるところにより文化財保護法に基づく史跡名勝天然記念物指定地域での広告物の表示または掲出物件の設置を禁止することができる（法第3条）。しかし、国指定史跡のうち、禁止地域に指定されているのは大室公園内の大室古墳群のみであり、史跡女堀は指定されていない。今後関係部局に働きかけて適切な広告物規制を行う必要がある。

第2節 諸課題

（1）保存管理

当初指定時以降の継続的な史跡の公有化によって、史跡女堀の公有化率は94.2%と非常に高く、開発行為による史跡の破壊を免れることができている。また、史跡地内は定期的に除草を実施して環境整備に努めている。しかしながら、飯土井地区では近年史跡北側の隣接地に太陽光パネルが設置され、二之宮地区峰下地点でも指定地北側に住宅や倉庫が建設されており、史跡周辺の道路の拡幅なども懸念される。今後開発の進展により史跡の景観を保護する上で課題が生じるおそれがある。

史跡女堀は遺構の保存状態が良好で、地権者の同意が得られた場所を指定し、その後も当初指定地と連続性のある場所を追加指定して保存を図ってきた。しかしながら、埋蔵文化財包蔵地としての認識にとどまっている場所も多く、今後追加指定をすべき場所の検討も必要である。

（２）活用

各地区には標柱および説明板を設置し、史跡見学者へ情報提供を行っている。また、史跡パンフレット・城南地区の史跡散策地図の配布や、市ホームページへの掲載など、史跡情報の提供に努めている。このほか、当課主催の文化財めぐりに組み込んで、史跡の説明を行っている。

しかしながら、地域住民をはじめとして市民に史跡の価値が十分浸透しているとは言い難い。今後いかに史跡の価値を広く周知して史跡に愛着を持たせるとともに、地域住民と連携して史跡の活用方法について検討・実践することが必要となる。また、学校教育現場への情報提供を行い、教材としても十分に価値が高いことを周知する必要がある。

（３）整備

史跡女堀は、指定地の公有化率の高さから、前橋市所在の史跡の中でも整備に向けた条件が最も整った史跡の一つである。現在のところ整備はほとんど行われておらず、二之宮地区峰下地点で篠の伐採などの環境整備を行ったほかは、各地区に標柱・説明板を設置して史跡見学者への情報提供を行うにとどまっている。

周辺地域での調査は行われているものの、二之宮地区峰下地点などこれまで範囲内容確認調査が未実施の箇所も多く、整備を実施するにあたっての基礎データが不足している。

便益施設についてもほとんど整備されておらず、指定地内には遊歩道などが設置されていないため見学ルートがない。また、駐車場がなく、それぞれの地点をつなぐ案内看板も設置されていないことから、指定地間を自家用車や自転車などで周遊することが難しく、長大な農業灌漑遺構であることを認識しにくくなっている。

女堀は、当時としては類を見ないほど大規模な記念物であり、大量の労働力を投入して災害復旧や水田開発の推進を図ったものである。このため、史跡のスケール感を十分に体感することのできる整備が必要である。また、このような大規模な事業を実施することのできる有力な勢力がかつてこの地域に存在し、火山災害によって壊滅した地域の復旧のみならず、乏水地域であった大間々扇状地を、小河川や湧水の利用ではなし得なかった再開発を行うことのできる地域力を有していたことを感じさせることも必要である。また、ガイダンス施設の設置についても検討が必要である。

（４）運営・体制の整備

史跡の保存や活用、整備に向けた適切な体制づくりが必要である。また、学校教育のみならず、まちづくりや景観、環境、観光といった、史跡を多方面に活用するための関係部署や関連団体と緊密な連携を図って連絡・協力体制の整備が必要である。また、史跡の解説ボランティア団体も設立や育成について検討する必要がある。



堀法面の崩落（富田地区）



蛇笥の設置状況（二之宮地区峰下地点）

第5章 大綱・基本方針

史跡の保存活用にあたり最も重要なことは、国民共有の財産である史跡を確実に保護し、次世代へと継承することである。史跡女堀は、大規模な農業用水路遺構であり、中世初期の農業史、農業土木史、荘園史を知ることができる重要な史跡である。市民が史跡の価値を共有し、史跡への愛着心を醸成するとともに、市民と行政が一体となって保存や活用に取り組むことを目的とする。史跡の保存と活用を通して、「第七次前橋市総合計画」の重点施策の一つである「ふるさとを愛し、未来へ繋げる人づくり」の実現を目指す。

地域住民にとっても史跡女堀の価値が浸透しているとは言えず、学校教育などでの活用も進んでいない。今後ともさまざまな媒体による情報発信を行って、史跡の価値を広く周知して史跡を身近に感じてもらい、学校教育や観光など多分野での活用を促進する必要がある。

史跡女堀は指定地が点在しており、遺構の遺存状況も地区ごとに異なっている。このため、各地区の特徴を生かした整備方針の策定が求められる。そして、各地点を周遊して、大規模な農業灌漑遺構であることを認識できる仕掛けづくりが必要である。史跡を身近に感じ、その価値を共有するには、地域住民や史跡見学者にとって憩いの場であるとともに交流の場となる必要がある。範囲内容確認調査が未実施の地区もあり、今後新たな価値の発見も期待される現状では、早期の整備は困難である。このため、整備計画策定にあたっては、長期的な計画のみならず、短期的な整備計画を設定して、段階的な整備が必要である。

女堀は、前橋市から伊勢崎市にまたがる大規模な遺構であり、史跡の適切な保存や活用や整備には、地域住民をはじめとした市民との協働が不可欠である。このため、隣接する伊勢崎市をはじめ、地域住民や関連団体、関連部署との緊密な連携を図り、連絡・協力体制の整備が必要である。

これらのことから、史跡女堀の保存活用にかかる基本方針を以下のとおりとする。

- 史跡を確実に保護して次世代へと継承する。
- 史跡の情報を広く発信することにより、その価値を共有して身近に感じ、様々な分野での活用を目指す。
- 各地区の特徴を生かし、これらを周遊することにより、大規模な農業灌漑遺構であることを体感できる活用・整備を目指す。
- 地域住民や史跡見学者にとって、憩いや交流の場となるような活用・整備を目指す。
- 隣接する伊勢崎市との連携を図るとともに、地域住民や関連団体、関連部署との連絡・協力体制を構築する。

第6章 保存管理

第1節 保存管理の方針

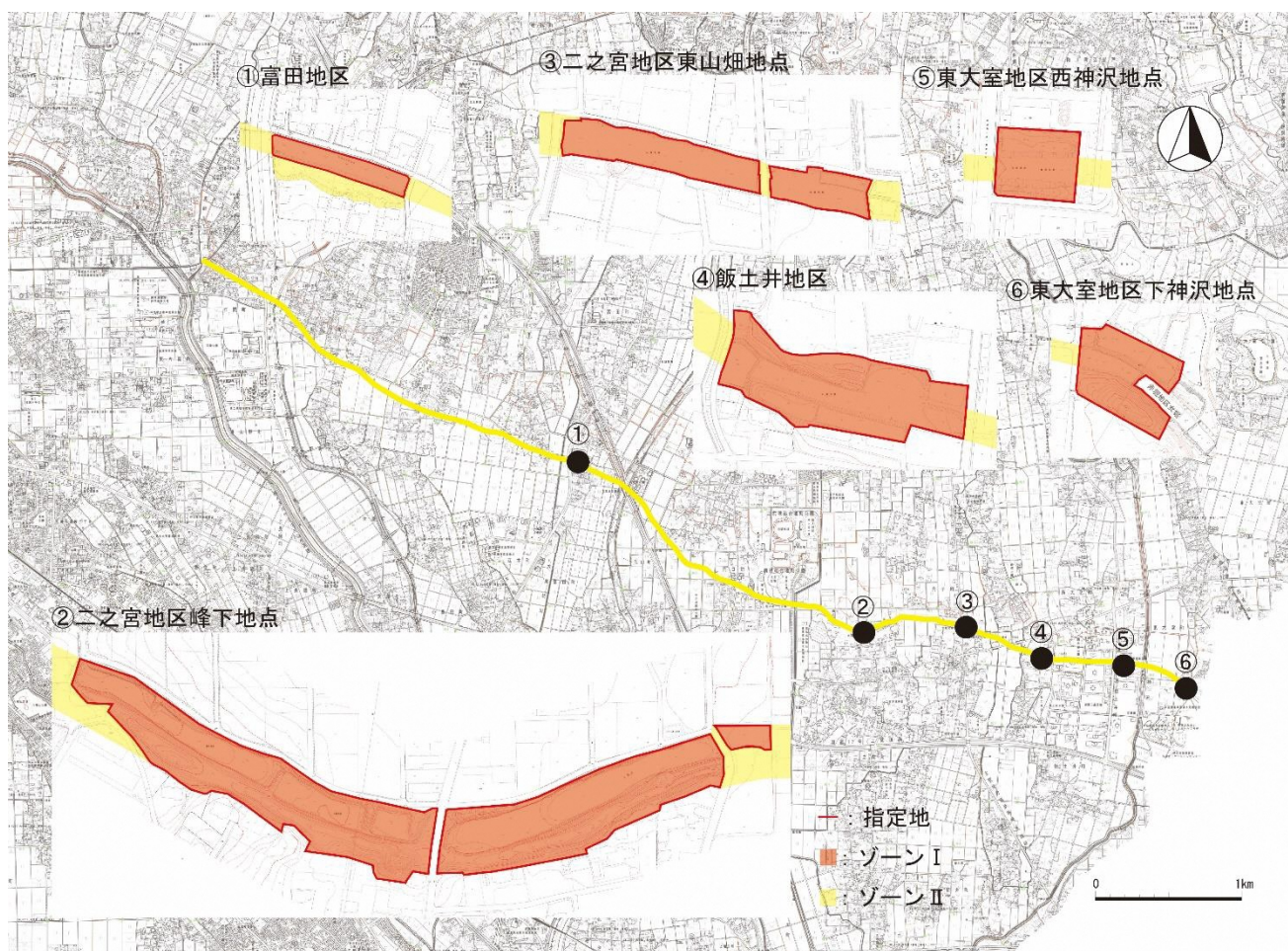
史跡の確実な保護と次世代への継承を目的として、史跡指定地およびその周辺地域について、保存管理のための地域をゾーンとして区分し、それぞれ保存管理の方法や現状変更等の取扱い基準を定める。女堀は長大な遺構であり、指定地外にも遺構が存在していると考えられる。このため、史跡指定地のみならず指定地外も対象とする。

第2節 保存管理の区分

史跡女堀は、全長約 13km におよぶ長大な遺構の中で、保存状態が良好で条件の整った箇所を指定しており、未指定の場所にも遺構が存在していると考えられる。このため、区分には指定地（ゾーンⅠ）、遺構の存在が想定される地域（ゾーンⅡ）に区分する。

ゾーンⅠ：堀や掘削排土が良好に遺存し、史跡指定された地域である。9割以上の土地が公有化されているものの民有地も残る。

ゾーンⅡ：遺構の存在が想定される周知の埋蔵文化財包蔵地である。現在堀部分を中心に包蔵地として把握されている。富田地区の南側掘削排土部分などゾーンⅠに隣接して、遺構の遺存状態が良好な地域も含まれる。



ゾーン区分図

第3節 保存管理の方法

第2節で示した区分により、保存管理にかかる現状変更等の取扱い基準や発掘調査、追加指定、公有化の進め方を定める。

(1) ゾーンⅠ

堀や掘削排土など遺構を構成する主要な部位が良好に保存されており、遺構を確実に保存する。現状変更等については、原則史跡の調査研究や保存活用に資する行為以外は認めない。ただし、遺構に影響のない範囲での既設構造物などの軽微な補修については認めることとし、前橋市教育委員会との十分な協議を経て、現状変更等の許可申請書を提出する。既設構造物の中で史跡の保存管理上調整を要するものについては、許可申請手続きを経たうえで遺構に影響を及ぼさない方法での除却を進める。ゾーン内の私有地については、将来的に公有化を目指す。

今後史跡の価値を正確に把握するための範囲内容確認調査を実施し、整備を行うにあたっての基礎データの収集を図る。

(2) ゾーンⅡ

遺構の存在が想定され、周知の埋蔵文化財包蔵地として把握されている地域であり、富田地区南側隣接地のように遺構の遺存状態が良好な場所も含み、文化財保護法に定める手続きにより取り扱うこととする。堀部分を中心に包蔵地として把握されており、周囲には掘削排土の存在が想定されることから、建築や土木工事が行われる場合には前橋市教育委員会との事前協議を求める。遺構の広がり確認された場合には、包蔵地の範囲を拡大し、文化財保護法に定める手続きをとる。また、遺構の遺存状態が良好であることが確認された場合や重要な遺構が確認された場合には、史跡の追加指定を含めた適切な保護措置を講じる。

第4節 範囲内容確認などの調査について

女堀は、圃場整備事業に伴う昭和50年代の発掘調査によって、遺跡の様相が明らかになったが、指定地内ではほとんど範囲内容確認調査を実施しておらず、整備事業を行うための基礎データが不足している。このため、機会をとらえてゾーンⅠを中心とした、史跡の価値を正確に把握するための範囲内容確認調査を実施し、史跡の基礎データの収集を図る。その際には、現状変更にかかる手続きを経た上で行う。

また、ゾーンⅡでの追加指定後は、植生状況などを調査し、史跡の適切な保存を図る。

第5節 追加指定

史跡女堀は、遺構の保存状態が良好で、地権者の同意が得られた場所を指定し、その後も当初指定地との連続性があり、保存状態が良好な場所を追加指定して保存を図ってきた。しかし、地割や掘削排土とみられる土手などで遺構の痕跡が残る場所は、周知の埋蔵文化財包蔵地としての把握にとどまっている。また、圃場整備などこれまでの開発行為により、地割などからは遺跡として認識できない場所も多い。このため、今回の計画策定に伴って作成した現況図を基礎図とし、迅速図などの古地図・古写真や圃場整備事業前の現況図と比較して追加指定地の検討を進めることとしたい。また、発掘調査などによって遺構の良好な遺存状態が確認された場合や重要な遺構が確認された場合には、遺構の保存について開発事業者と協議し、追加指定について検討・協議を行う。

第6節 公有化

ゾーンⅠの二之宮地区峰下地点や飯土井地区では民有地が残っており、機会をとらえて地権者と協議を行い、調整がつき次第公有化を図る。また、ゾーンⅡについても、地権者と協議し、追加指定などの条件が整った段階で、将来的に公有化を図ることとしたい。そのほか、駐車場や便益施設、ガイダンス施設のための用地の取得についても今後の検討課題としたい。

第7節 植生管理

植生状況調査の結果、二之宮地区峰下地点や飯土井地区を中心として、指定地内には相当数に上る樹木が生育しており、史跡の自然環境を構成している。これらの中には、コナラなど薪炭林として史跡が利用されてきたことを示す樹木が確認され、里山の景観を形成している。

一方、外来種のハリエンジュやニワウルシなども相当数確認された。外来種の樹木は繁殖力も高く、周辺環境を変化させるおそれがある。また、スギやヒノキといった用材種も多く確認された。上記2地区など樹木が密集している場所では、樹木の倒壊による史跡の毀損が発生しており、史跡を適切に管理するためには植生管理を行う必要がある。

今後指定地内の適切な植生管理を図るため、周辺環境を変化させるおそれのある外来種や里山の景観には不適切な用材種の撤去を行い、草本類の維持管理に努める。併せて、今回実施した植生状況調査を踏まえ、緑陰や修景要素としての樹木の保全のあり方を検討し、里山の景観を保全するための薪炭林の保護など植生管理の基本方針や方法を定める。また、草本類の植生調査を実施し、適切な植生管理を図る。

第8節 周辺環境の保全

史跡女堀は長大な帯状に広がり、周辺全てを指定することが難しいため、ゾーンⅠ・Ⅱの周辺は周知の埋蔵文化財包蔵地ともなっていない場所が多く、周辺地域の開発の進展によっては、史跡周辺の景観を大きく損ねてしまう可能性がある。また、史跡周辺の景観のみならず、赤城山を望む眺望も本史跡の周辺環境を構成する重要な要素であるため、前橋市景観計画に準拠した景観形成や景観保全について、住民の理解や協力が得られるよう関連部署とともに広く働きかけ、赤城山を望む眺望をはじめとした史跡を取り巻く景観を良好に維持するよう努める。また、上述のとおり本史跡内では、屋外広告物法に基づく広告物の表示や掲出物件の設置の禁止地域に指定されておらず、周辺景観を損ねるおそれがある。今後関連部署に働きかけて適切な広告物規制を行い、史跡周辺の景観を適切に保全する。

	ゾーンⅠ	ゾーンⅢ
地区の性格	・堀や掘削排土が良好に遺存する史跡指定地。	・遺構の存在が想定される周知の埋蔵文化財包蔵地。遺構の遺存状態が良好な地域を含む。
現状	・かつての田畑の跡で、草地、山林、ため池となる。	田、畑、宅地、道路、墓地等
保存管理の方針	・遺構を確実に保存することとし、史跡の調査研究や保存活用に資する行為以外の現状変更は原則認めない。 ・今後史跡の価値を正確に把握するための範囲内容確認調査を実施し、整備事業のための基礎データの収集を図る。	・周知の埋蔵文化財包蔵地であり、掘削を伴う建築・土木工事等を行う場合には、本市教育委員会と事前協議し、届出や通知が必要である旨の周知を徹底する。 ・遺構の広がりや確認された場合には包蔵地の範囲を拡大する。 ・遺構の遺存状態が良好であると判断された場合や重要な遺構が確認された場合には、遺構の保存について協議し、追加指定を含めた適切な保護措置を講じる。
現状変更等	建築物	・建築物の新築や増改築を行う場合には、本市教育委員会との事前協議や届出・通知が必要となる。必要に応じて発掘調査等を行い、遺構の保存に影響を及ぼさないよう協力を求める。 ・建築物の新築や増改築にあたっては、前橋市景観計画に基づいたものとして、史跡の活用や周辺の景観に影響を及ぼさないよう配慮を求める。
	道路	・群馬県や本市等の関連部署に遺構の保存や史跡の活用について周知し、理解と協力を求める。 ・道路の新設・拡幅や、既設道路の改修・補修を行う際、掘削を伴う場合には、事前協議や届出・通知が必要であり、必要に応じて発掘調査を行い、遺構の保存について協力を求める。
	水路	・群馬県や本市等の関連部署に遺構の保存や史跡の活用について周知し、理解と協力を求める。 ・水路の新設・拡幅や、既設水路の改修・補修を行う際、掘削を伴う場合には、事前協議や届出・通知が必要であり、必要に応じて発掘調査を行い、遺構の保存について協力を求める。
	工作物	・工作物の新設や増設、除却を行う際、掘削を伴う場合には、事前協議や届出・通知が必要であり、必要に応じて発掘調査を行い、遺構の保存について協力を求める。
	樹木	・掘削を伴う行為を行う場合には、事前協議や届出・通知が必要である。必要に応じて発掘調査を行い、遺構の保存について協力を求める。
	埋設物	・掘削を伴う行為を行う場合には、事前協議や届出・通知が必要である。必要に応じて発掘調査を行い、遺構の保存について協力を求める。
	地形	・掘削を伴う行為を行う場合には、事前協議や届出・通知が必要である。必要に応じて発掘調査を行い、遺構の保存について協力を求める。
	発掘調査	・掘削を伴う行為を行う場合には、必要に応じて発掘調査を行う。 ・機会を捉えて範囲内容確認調査を実施する。
追加指定	—	・本計画策定に伴って作成した現況図を基礎図とし、迅速図などの古地図・古写真や園場整備事業前の現況図と比較して追加指定地の検討を進める。 ・発掘調査等によって遺構の遺存状態が良好であると判断された場合や重要な遺構が確認された場合には、遺構の保存について開発事業者と協議し、追加指定について検討・協議を行う。
公有地化	・機会を捉えて地権者と協議を行い、調整がつか次第公有化を図る。	・追加指定後公有化について検討する。

ゾーン区分ごとの保存管理の方法

第7章 活用

第1節 活用の方針

史跡女堀は、全長約 13km、堀幅 15～30m、深さ 3～4m と極めて大規模な農業灌漑遺構であり、中世初期の農業史や農業土木史、荘園史を知ることができる重要な遺跡である。路線内の各地を経営していた秀郷流藤原氏の同族が共同で行った壮大なプロジェクトであり、大量の労働力を投下した成果であると言える。史跡の活用や整備にあたっては、この規模の大きさを生かしたものとし、史跡を訪れた人が、そのスケール感や開削を行った人々の営みを感じられることを目指す。また、長大な遺構であり、多くの地域にまたがることから、史跡女堀が多くの地域をつなぐ紐帯として、地域と地域、人と人をつなぐことのできる史跡としての活用や整備を目指す。活用の方法としては、以下の 6 点を柱として進めることとする。

- ①調査研究および情報発信
- ②周辺の歴史文化遺産や文化施設との連携
- ③学校教育との連携
- ④史跡を中心した交流・憩いの場としての活用
- ⑤地域づくり活動の拠点としての活用
- ⑥観光資源としての活用

第2節 活用の方法

①調査研究および情報発信

これまでの調査成果の再検証や近年の発掘調査によって新知見や課題が提示されており、今後も調査・研究を進め、その成果を広く発信する。その他説明板やパンフレットの充実、当課の文化財ポータルサイトで史跡情報の拡充、文化財めぐりの開催など、史跡女堀に係る情報を分かりやすく発信する。

②周辺の文化遺産や文化施設との連携

女堀の周辺には、二宮赤城神社や赤堀城などの城館址など、女堀が築かれた地域の特性や歴史的な背景を理解する上で欠かすことができない歴史文化遺産が多く残されており、これらの歴史文化遺産の核として女堀を位置づけ、有機的に結び付けることで、より深く地域や歴史を知ることができる。史跡女堀を中心として、これら歴史文化遺産を周遊するルートを整備して、周遊コースを案内板や HP に掲載し、赤城南麓地域や淵名荘の歴史や女堀の歴史的意義をより深く伝える。

③学校教育との連携

史跡女堀は用水路として未完成であったために掘削工法や開削組織の様子などの情報を多く有しており、用水路の開削による地域史の学習としては良好な素材と言える。また、女堀は荘園史などを深く知ることのできる学習素材としても位置付けられる。

学習素材として活用を促すため、女堀についての分かりやすい解説書や学習指導案などを作成して、学校教育担当課や地域の学校に紹介するとともに、小中学校での出張授業などにより周知を図る。また、堀づくり体験といった体験活動や、水辺の動植物や里山の観察会などの自然観察などを通して、女堀に親しむ機会を増やす。

④史跡を中心した交流・憩いの場としての活用

長大な遺構である女堀のメリットを生かし、路線地域の住民や史跡見学者が憩い、集う場としての活用を進めたい。粕川歴史民俗資料館などの既存施設を、文化財めぐりなどの拠点施設として利用を進め、情報提

供の拡充することにより、地域住民や史跡見学者の交流の場として活用を促進したい。また、史跡整備において、指定地内に適切な植栽を施し、ベンチや東屋など休憩施設を設置して、史跡での交流のみならず憩いの場として活用したい。

⑤地域づくり拠点としての活用

地域住民による解説ボランティアの養成や、史跡の清掃などを行う清掃サポーターの導入など、地域住民とともに史跡の活用を検討・実践する。また、整備の進展に伴って、女堀を地域の憩いの場とするだけでなく、地域の屋外行事の場として利用してもらうなど史跡に触れ合う機会を増やすことにより、地域住民と史跡の価値の共有を図る。

⑥観光資源としての活用

女堀を観光資源の一つとしてサイクルツーリズムに取り入れることにより、観光振興との相乗効果が期待される。女堀は全長約 13km にわたる長大な遺構であり、自ら体を動かしてその大きさを感じてもらうことにより、大量の労働力を投入して実施した一大プロジェクトの規模を体感してもらうことができると考えられる。モデルコースを作成して HP やパンフレットなどで広く周知し、ほかの観光資源とともに指定地をポイントの一つとして周遊する。

第3節 活用促進のための短期的整備

史跡の利活用の促進を図るためにも、樹木の間伐などの環境整備や仮設の遊歩道の設置といった短期的整備の実施し、その上で適切な日常管理を行うことで、史跡に親しむ機会を増やすことができ、一層の活用が期待できる。全体的な整備（長期的整備）までには時間を要することから、短期的整備とともに利活用の促進を図ることにより、長期的整備への機運の醸成も見込むことができる。

第4節 伊勢崎市との連携

隣接する赤堀地区女堀を所管する伊勢崎市では、平成 16 年に保存管理計画を策定した後に範囲内容確認調査を実施し、平成 31 年度に整備基本計画を策定予定であり、活用や整備にあたっての良好な先行事例となっている。今後とも両市が緊密な連携を図って活用や整備を進める。



二宮赤城神社社地



赤堀花しょうぶ園まつり

第8章 整備

第1節 整備の方針

遺構や遺物の保護を前提とし、史跡の有効活用のため史跡整備を行う。前章でふれたとおり、史跡女堀の活用や整備にあたっては、史跡の規模の大きさを感じられ、地域や人々をつなぐことができることを目指す。また、指定地が点在し、遺構の遺存状況もそれぞれ異なることから、各地区の特徴を生かした整備を行う。

史跡女堀は、指定地の9割以上が公有化されており、前橋市所在のほかの史跡と比較しても整備のための条件が整っていると言える。しかし、範囲内容確認調査が未実施であるため、史跡の様相が明らかでない地区も多く、今後新たな価値の発見も期待される。また、指定地周辺の土地利用の状況から、現状では早期に全面的な整備を行うことは困難である。このため、整備計画策定にあたっては、長期的な計画のみならず、短期的な整備計画を設定して、段階的な整備が必要である。

隣接する伊勢崎市では現在整備計画を策定中であることから、地区ごとの特徴や性格を生かしながらも協調を図り、史跡としての一体性を損なわないものとする必要がある。

第2節 整備の方法

(1) 短期的な整備計画

短期的な整備としては、遺構の保全を目的とした整備と、当面の活用を目的とした整備がある。いずれも全面的な整備を実施するまでの暫定的な整備である。

①遺構の保全を目的とした整備

史跡女堀では、堀法面や掘削排土が洗われることによる抉れや崩落、樹木の倒壊による史跡のき損など遺構保全する上での種々の課題が生じている。遺構の保全を目的とした短期的整備としては、下記のような事項が想定される。

【整備例】

- ・暫定的な保護盛土・蛇簗の設置
- ・樹木の間伐・剪定、外来種及び用材種樹木の撤去
- ・草本・低木の植栽
- ・整地・簡易舗装
- ・簡易柵の設置
- ・塩ビパイプなどを用いた簡易側溝の整備 など

②活用を目的とした整備

活用促進のためには、史跡散策のための簡易的な木道やベンチなどの設置や、各地点を周遊するための案内標識の設置、周辺の歴史文化遺産を見学するための案内板の設置など、暫定的な整備が必要と考えられる。活用促進のための短期的整備としては、下記のような事項が想定される。

【整備例】

- ・各地点間をつなぐ案内標識の設置
- ・史跡周辺の歴史文化遺産や便益施設などを表示した案内板の設置
- ・遺構立体表示板の設置
- ・樹木の間伐・剪定 など

（２）長期的な整備計画

今後範囲内容確認調査などを通じて、各地点の性格や特徴を明らかにした上で全面的な整備計画を策定する。遺構や遺物の保護を最優先とし、史跡を確実に次世代へと継承する。その上で、史跡を有効活用することとし、史跡の規模を感じてその価値を学び、地域や人々をつなぐことのできる整備を行う。

史跡の価値を広く周知するため、史跡のスケール感や開削を行った人々の営みを感じることができるよう遺構を表示する。東大室地区西神沢地点のように、掘削排土部分に盛土して遺構を復元表示することはとても分かりやすく、多くの史跡で取り入れられている有効な手法である。掘削排土の土層断面の展示は、大規模な土木工事であったことを理解しやすい。遺構の復元表示以外にも、ARやVRによる遺構立体表示も史跡の規模を伝えるには効果的な手法である。このほか、指定地内に広場を設けるなどして、体験学習や交流の場とすることも必要である。

また、便益施設としては、史跡周辺の景観に配慮した上で、適地に駐車場やトイレ、東屋、ベンチなどを設置する。赤堀地区のように適切な草本を植栽・管理して、史跡を憩いや交流の場として活用することも重要である。情報発信や交流の拠点としてのガイダンス施設の設置も整備計画策定の検討課題となる。

史跡全体を通してその価値を伝え、史跡としての一体性を保ちながら各地区・地点の特徴を生かした整備を行う。

【整備例】

- ・遺構の保護盛土、排水路の整備、継続的な樹木の間伐・剪定、遺構保護のための草本・低木の植栽
- ・盛土などによる掘削排土の復元、土層断面の展示、ARやVRによる遺構の立体復元
- ・駐車場やトイレ、東屋、ベンチ、屋外照明などの便益施設の設置
- ・ガイダンス施設の設置



案内板の例（上野国分寺）



遺構立体表示板の例（下野国分寺）



仮設盛土による遺構復元の例（女堀）



VRによる遺構復元の例（総社資料館ナビ）

第9章 運営・体制の整備

第1節 運営・体制の方針

史跡の適切な保存管理・活用を行うため、機能的な運営体制を整備する。文化庁及び群馬県教育委員会の指導の下、前橋市教育委員会事務局文化財保護課を中心として関連部局や関係団体と連携体制を構築し、適切な保存管理や活用、整備を進める。また、持続可能な保存管理や活用体制の整備には住民との協働が不可欠であり、主体的な運営が可能な人材や団体の育成を図る。史跡に親しむ機会を増やすことにより、住民の史跡への愛着の醸成も期待される。

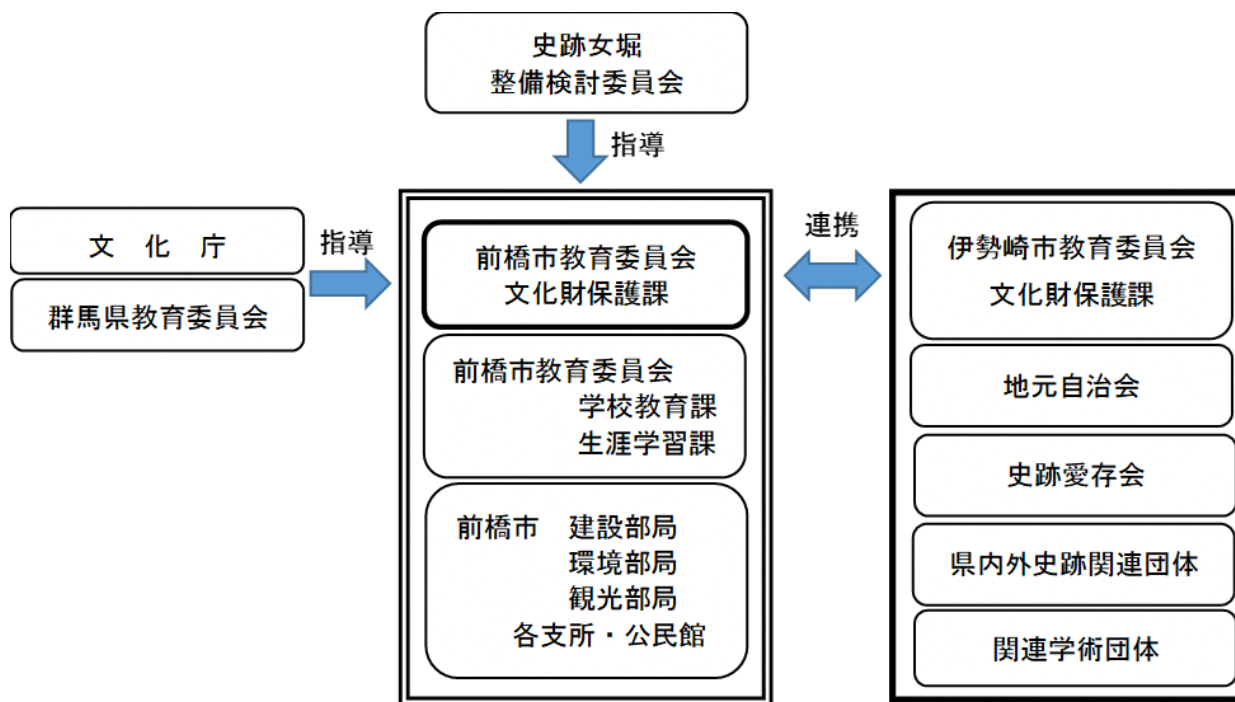
上述のとおり、女堀は隣接する伊勢崎市にまたがっており、伊勢崎市教育委員会文化財保護課をはじめとした関連部局や関係団体とも連携を図り、充実した運営体制を整備する。

第2節 運営・体制の方法

管理責任者は前橋市教育委員会事務局文化財保護課とし、文化庁および群馬県教育委員会の指導の下に保存管理にあたる。整備計画の策定・実施にあたっては、関連部局や地元自治会、有識者とも連携した委員会の設立を目指す。

活用のみならず保存管理についても市民参加に向けた取り組みを実施し、将来的には史跡愛護団体を設立し、史跡ガイドの養成を目指すこととする。また、学校教育とも連携し、地域の歴史学習や自然観察をとおりして史跡への愛着を醸成する。そして植生管理などの保存管理への参加や、史跡のジュニアガイド養成講座などを開催し、将来の活動の担い手を育成する。

史跡がまたがる伊勢崎市では、史跡女堀の整備を先行して進めており、現在整備基本計画を策定している。史跡としての一体性を確保し、より効果的な保存管理や活用を図るためにも共同事業の実施や連携体制の確立および強化を行う。



目指す体制

第10章 行動計画の策定・実施

前章までに策定した保存管理や活用、整備の計画について、おおむね10年以内に実施する短期計画と、これ以降に実施予定の本格的な整備に伴う長期計画に区分し、保存活用計画表として示した。

第11章 経過観察

第1節 経過観察の方針

国民共有の財産である史跡を確実に保護し、次世代へと継承するためには、将来にわたって継続的に保存活用に取り組むことが必要である。管理運営主体である前橋市教育委員会事務局文化財保護課には、その過程において自主的な経過観察を定期的に実施することが求められる。経過観察を行うことにより現状を正確に把握し、分析結果を保存活用事業に反映させることにより、実施方法の改善の指針とする。

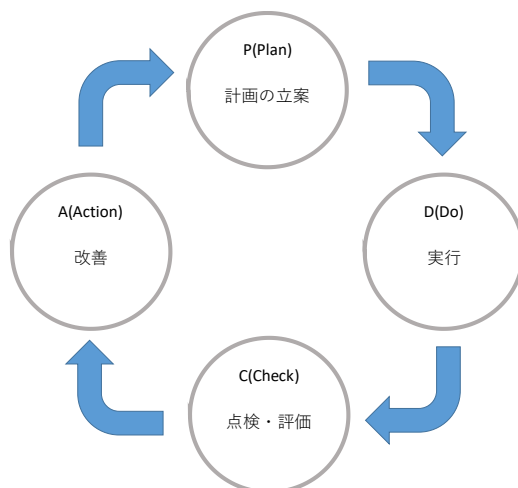
第2節 経過観察の方法

経過観察の方法としては、事業や施策の進行管理などで広く用いられるPDCAサイクルを取り入れ、継続的な改善を図る。実施主体は前橋市教育委員会事務局文化財保護課とする。

- ①Plan : 現状や将来の予測などをもとに事業計画を策定する。保存管理や活用、整備、運営体制の整備など、実現可能な具体的な計画とする。
- ②Do : 計画に沿って業務を実施する。
- ③Check : 実施した業務が計画に沿っているか点検・評価する。本計画に定める基本方針に対して、どの程度達成されているのか具体的に明記し、前橋市教育委員会事務局文化財保護課内の共通認識とする。
- ④Action : 点検結果を踏まえて課題を整理し、実施方法の見直しや次期計画の立案の指針とする。

事業計画	短期計画（おおむね10年以内）	長期計画（それ以降）
調査・研究	・ゾーンⅠ：史跡の価値を正確に把握するための範囲内容確認調査を実施し、史跡の基礎データの収集を図る。 ・ゾーンⅡ：必要に応じて発掘調査を実施する。	
保存管理	・建築物・道路・水路・工作物・樹木・埋設物等の現状変更に対し、保存管理の地区区分毎の取扱基準に従い、遺跡の保護に係る周知、協議による調整、許可事務、確認調査を行う。	
公有地化等	・既指定地の民地の公有化を進める。	・追加指定地の公有化を進める。
追加指定等	・ゾーンⅡのうち、既指定地と連続性があり、保存状態が良好な場所の追加指定を目指す。 ・本計画策定に伴って作成した現況図を基礎図として追加指定地の検討を進める。 ・発掘調査等によって重要な遺構が確認された場合には、遺構の保存について開発事業者と協議し、追加指定について検討・協議を行う。	
活用	・調査研究成果について、拠点施設やパンフレット・HPなどのより積極的に情報発信し、史跡の価値の周知する。 ・周辺の歴史文化遺産や灌漑施設との連携を行い、周遊ガイドコースや周辺文化財情報の提供。 ・学校教育部署への情報提供を行い、両者で学習指導案の作成を行うなどの連携する。 ・史跡に触れ合う機会を増やし、地域住民と史跡の価値を共有する。 ・サイクルツーリズムを通じた観光振興との連携。	・情報発信の充実。 ・学校教育での積極的な活用。 ・整備後の史跡での活用を推進し、憩いや交流の場所としての活用。 ・観光部署との連携を強化し、観光資源としての活用を推進。
整備	・危険箇所の暫定的な保護盛土・蛇籠の設置。 ・簡易柵や仮設側溝の整備。 ・樹木の間伐・剪定、外来種・用材種樹木の撤去。 ・簡易的な木道やベンチなどの便益施設の設置 ・史跡説明版の定期的な改修。 ・史跡の案内標識や周辺歴史文化遺産の案内板の設置・	・遺構の保護盛土や遺構保護のための草本・低木の植栽。 ・盛土等による掘削排水の復元や土層断面展示。 ・ARやVRによる遺構の立体復元。 ・駐車場やトイレ、ベンチ、東屋などの便益施設の設置。 ・ガイダンス施設の設置。 ・関連部署とも連携し、サイクリングなどためのコースの整備。
管理運営体制	・関連部署や隣接する伊勢崎市との連携強化。 ・市民参加型の人材育成。	・関連部署や伊勢崎市との連携強化。 ・市民団体との連携による持続可能な管理運営体制の確立。

事業計画



経過観察の方法

平成30年度末教職員人事の概要について

1 県費負担教職員の異動総件数 501件(505件)

【学校教育課】

※()内は平成29年度末の件数

2 退職

(1) 退職状況(義務教育学校関係のみ。形式退職は除く)

	校 長	教 頭	教 諭	養 護	栄 養	事 務	合 計
定 年	15(12)	5(3)	24(41)	3(2)	1(0)	2(3)	50(61)
勸 奨	0(0)	0(2)	8(9)	2(2)	0(1)	0(0)	10(14)
一 般	0(0)	0(0)	11(3)	0(0)	0(0)	0(0)	11(3)
合 計	15(12)	5(5)	43(53)	5(4)	1(1)	2(3)	71(78)

(2) 近年の年度ごとの退職者数

	平 19	平 20	平 21	平 22	平 23	平 24	平 25	平 26	平 27	平 28	平 29	平 30
人数	47	55	66	70	58	71	74	69	71	86	78	71

3 管理職人事

(1) 校長

①校長の異動の状況

	新 任	転 任	転 補	再 任	合 計
小学校	8(10)	2(1)	3(6)	1(2)	14(19)
中学校	6(3)	0(0)	4(3)	1(2)	11(8)
特支学校	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)
合 計	15(13)	2(1)	7(9)	2(4)	26(27)

※校長平均年齢

小学校 57.2
(56.8)中学校 56.8
(57.5)全 体 57.1
(57.0)

※女性校長 11名-16.2%(12名-17.6%)

②新任校長の年齢構成と平均年齢

年齢	58	57	56	55	54	53	52	51	50	49	48	平 均	合 計
校 長	30末	1	4	2	4	2	1	1	1			55.2	15人
	29末	2	1	6	2	1		1				55.5	13人
	28末		2	5	3	2	2		1			54.9	15人
	27末		1	4	4	2	1		1			54.5	13人

(2) 副校長

①副校長の異動状況

	新 任	転 任	転 補	再 任	合 計
小学校	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
中学校	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)	1(1)
特支学校	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
合 計	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)	1(1)

※女性副校長 0名-0%(0名-0%)

②新任副校長の年齢構成と平均年齢

年齢	58	57	56	55	54	53	52	51	50	49	48	平 均	合 計
副 校 長	30末				1							54.0	1人
	29末			1								56.0	1人
	28末					1						53.0	1人
	27末							1				51.0	1人

(3) 教頭

①教頭の異動の状況

	新 任	転 任	転 補	再 任	合 計
小学校	13 (13)	2 (2)	5 (5)	0 (0)	20 (20)
中学校	7 (6)	1 (1)	3 (4)	0 (0)	11 (11)
特支学校	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (1)
合 計	20 (19)	3 (4)	8 (9)	0 (0)	31 (32)

※教頭平均年齢

小学校 53.3
(53.5)

中学校 53.0
(53.2)

全 体 53.2
(53.4)

※女性教頭 16名-23.2% (13名-18.8%)

②新任教頭の年齢構成と平均年齢

年齢	56	55	54	53	52	51	50	49	48	47	46	平 均	合 計
教 頭	30末	1	2	4	2	5	4		1	1		51.5	20人
	29末	2	2	1	3	3	4	1	2	1		51.2	19人
	28末	1	1	1	1	4	5	2				53.5	16人
	27末	1		2		4	1	2	2	1		51.5	13人

(4) 女性管理職の人数と割合

	25末	26末	27末	28末	29末	30末
校 長	15 (21.1%)	15 (20.0%)	12 (17.4%)	12 (17.6%)	12 (17.6%)	11 (16.2%)
副校長	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
教 頭	6 (8.3%)	10 (14.1%)	12 (17.4%)	13 (18.1%)	13 (18.1%)	16 (23.2%)

4 教諭の転補・転任・採用

(1) 教諭異動の状況

	小学校	中学校	特支学校	合計
退 職	5 7	3 5	1	9 3 (1 0 9)
転 任	3 0	2 9	0	5 9 (5 3)
転 補	6 2	4 1	2	1 0 5 (1 0 6)
採 用	6	5	2	1 3 (1 0)
新 採	3 7	1 6	0	5 3 (4 7)
再 任 用	2 1	1 8	0	3 9 (3 9)
合 計	2 1 3	1 4 4	5	3 6 2 (3 6 4)

※退職には形式退職者・再任用者も含める。

(2) 小学校と中学校の交流

	中学校から小学校へ	小学校から中学校へ	合計
校 長	0	2	2
教 頭	1	2	3
教 諭	7	1 3	2 0
三 職	2	5	7
合 計	1 0	2 2	3 2

(3) 異動希望表明

	小学校	中学校	特支学校	合計
申請者	7	3	0	1 0
成立者	3	1	0	4

5 三職の転補・転任・採用

	養護	事務	栄養職員・教諭	合計
退 職	8 (6)	6 (7)	1 (1)	1 5 (1 4)
転 任	4 (1)	6 (6)	3 (2)	1 3 (9)
転 補	4 (9)	9 (5)	1 (3)	1 4 (1 7)
採 用	1 (1)	1 (1)	0 (1)	2 (3)
新 採	3 (2)	2 (2)	0 (0)	5 (4)
再 任 用	0 (2)	2 (4)	0 (0)	2 (6)
合 計	2 0 (2 1)	2 6 (2 5)	5 (7)	5 1 (5 3)

※退職には形式退職者・再任用者も含める。

6 新規採用教職員

	小学校	中学校	特支学校	合計
教 諭	3 7 (3 2)	1 6 (1 5)	0 (0)	5 3 (4 7)
養護教諭	2 (1)	1 (1)	0 (0)	3 (2)
栄養職員	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
事務職員	2 (2)	0 (0)	0 (0)	2 (2)
合 計	4 1 (3 5)	1 7 (1 6)	0 (0)	5 8 (5 1)

7 市立前橋高校

	校長	教頭	教諭	養護教諭	合計
退職（実質退職）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）
転出（形式退職）	1（0）	0（1）	8（3）	0（0）	9（4）
転入（形式採用）	1（0）	0（1）	8（3）	0（0）	9（4）
昇任	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）
新採用	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）

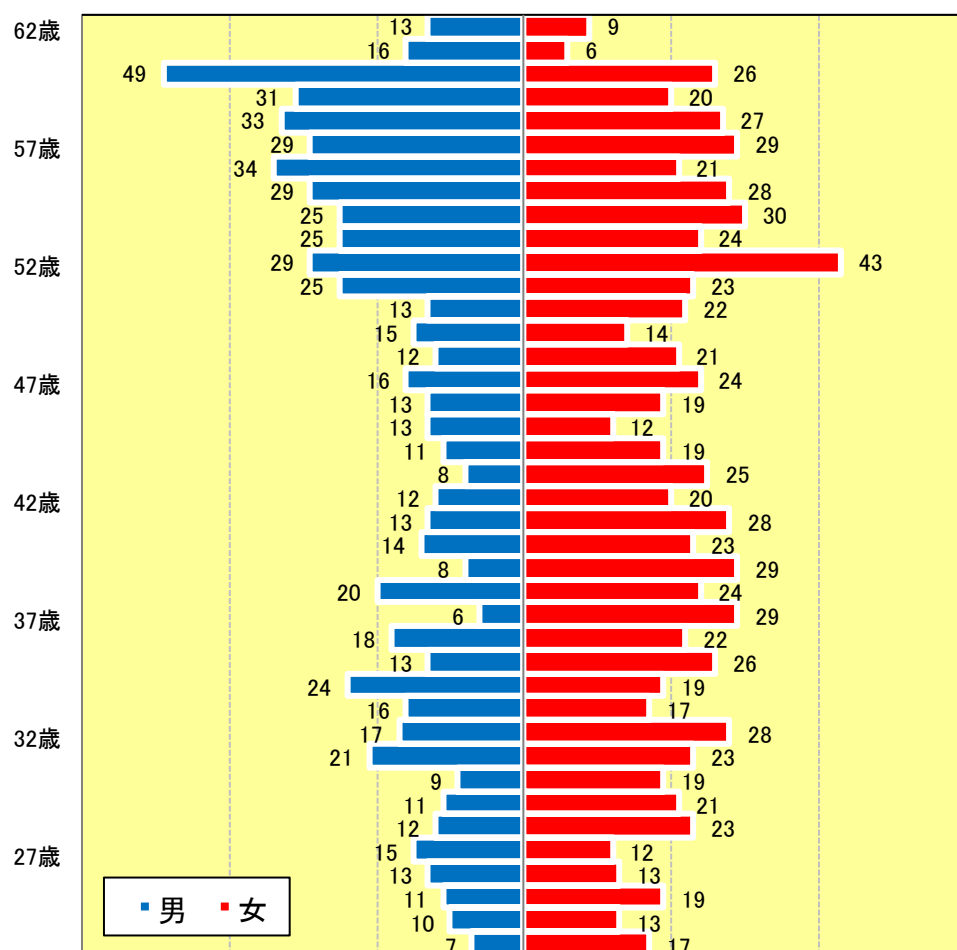
※置籍の指導主事の異動は含まない。

8 市立幼稚園

	園長	教頭	教諭	合計
退職（実質退職）	0（0）	0（0）	0（2）	0（2）
転出（形式退職）	0（0）	1（1）	1（1）	2（2）
嘱託任期满了	2（1）	0（0）	0（0）	2（1）
転補	0（0）	1（0）	0（1）	1（1）
昇任	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）
転入（形式採用）	0（0）	1（1）	0（1）	1（2）
嘱託任用	3（3）	0（0）	0（0）	3（3）

※退職（実質退職）には再任用者も含む。

9 本市学校・幼稚園（市立前橋は除く）の教職員の年齢分布（管理職や再任用者を含む本務者）



報告第 1 号

職員の人事異動（課長級以上）の臨時代理について

平成 31 年 4 月 1 日付け職員の人事異動（課長級以上）については、特に緊急を要し、教育委員会を招集する時間的余裕がないため、前橋市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和 52 年前橋市教育委員会規則第 11 号）第 5 条第 1 項の規定により、下記のとおり臨時代理したので、同条第 2 項の規定に基づき、報告し、承認を求める。

平成 31 年 4 月 17 日提出

前橋市教育委員会

教育長 塩 崎 政 江

記

所 属	区 分	職	氏 名	転 出 入 先		備 考
				所 属	職	
事 務 局	転入者	教育次長	堀越 規子	健 康 増 進 課	参 事	異動昇任
	転出者	教育次長	根岸 隆夫	総 務 部	部 長	
事 務 局	転入者	指導担当次長	山中 茂樹	総合教育プラザ	館 長	昇 任
	転出者	指導担当次長	林 恭祐	第 六 中 学 校	校 長	割愛退職
学 校 教 育 課	転入者	課 長	都所 幸直	粕 川 中 学 校	校 長	割愛退職
	転出者	課 長	青木美紀夫	石 井 小 学 校	校 長	割愛採用
前橋高等学校	転入者	事務長	小澤 昭夫	教 育 施 設 課	副参事	異動昇任
	転出者	事務長	武井 裕之	—	—	定年退職
総合教育プラザ	転入者	館 長	板橋 均	桂 萱 小 学 校	校 長	割愛退職
	転出者	館 長	山中 茂樹	事 務 局	指導担当次長	異動昇任
図 書 館	転入者	館 長	伊井 直文	図 書 館	副参事	昇 任
	転出者	参 事	栗木 佳香	—	—	定年退職

教育委員会5月行事予定表

日	曜	行 事 名	時 間	場 所	担当課
1	水	即位の日			
2	木				
3	金	こども春まつり(1日目)	9:00～16:30	前橋市児童文化センター	青少年課
		こどもの日フェスティバル おはなし会	11:00	こども図書館	図書館
4	土	こども春まつり(2日目)	9:00～16:30	前橋市児童文化センター	青少年課
		こどもの日フェスティバル おはなし会	11:00	こども図書館	図書館
5	日	こども春まつり(3日目)	9:00～16:30	前橋市児童文化センター	青少年課
		こども図書館員	10:00	こども図書館	図書館
		こどもの日フェスティバル 紙芝居ライブ	11:00、14:00	こども図書館	図書館
6	月				
7	火				
8	水				
9	木				
10	金	ブックスタートボランティア登録証交付式及び研修会	9:30	中央公民館視聴覚スタジオ	図書館
11	土	前橋ユネスコ協会総会	15:00	前橋テルサ	生涯学習課
12	日				
13	月				
14	火	市P連広報研修会	10:00-12:00	総合福祉会館	学校教育課
15	水	生涯学習奨励員委嘱状交付式及び退任感謝状贈呈式	13:30	中央公民館 ホール	生涯学習課
16	木				
17	金	教育委員会5月定例会	15:00	総合教育プラザ21会議室	総務課
18	土				
19	日				
20	月				
21	火				
22	水				
23	木				
24	金	市P連定期総会・懇親会	16:00-20:00	前橋テルサ	学校教育課
		群馬県公民館連合会総会	13:00～14:00	中央公民館ホール	生涯学習課
		前橋高等学校創立90周年記念式典・講演会・祝賀会	13:00 18:00(祝賀会)	前橋高等学校 前橋商工会議所(祝賀会)	前橋高等学校
25	土				
26	日				
27	月				
28	火				
29	水				
30	木				
31	金				

教育委員会6月行事予定表

日	曜				
1	土	中学生海外研修結団式	9:30	児童文化センター	青少年課
2	日	大室古墳群公開イベント2019	9:30～15:30	大室公園	文化財保護課
3	月	移動音楽教室(中)①	10:30～11:30 14:00～15:00	昌賢学園まえばしホール	学校教育課
		前橋市読み聞かせグループ連絡協議会総会及び第1回研修会	10:00	中央公民館501・502学習室	図書館
4	火				
5	水				
6	木	青色防犯パトロール実施者講習会	18:30～19:30	総合福祉会館	学校教育課
7	金	前橋高等学校文化祭(けやき祭)	12:30～16:00	前橋高等学校	前橋高等学校
8	土	前橋高等学校文化祭(けやき祭)	9:30～15:00	前橋高等学校	前橋高等学校
9	日				
10	月				
11	火	前橋市学校交通安全連絡協議会総会	15:45～16:45	総合福祉会館	学校教育課
12	水	移動音楽教室(中)②	10:30～11:30 14:00～15:00	昌賢学園まえばしホール	学校教育課
13	木	移動音楽教室(小)①	10:30～11:30 14:00～15:00	昌賢学園まえばしホール	学校教育課
14	金	移動音楽教室(小)②	10:30～11:30 14:00～15:00	昌賢学園まえばしホール	学校教育課
15	土	市民の茶席	10:00～15:00	中央公民館3階ホワイエ	生涯学習課
16	日				
17	月				
18	火				
19	水	教育委員会6月定例会	15:00	未定	総務課
20	木				
21	金				
22	土				
23	日				
24	月	前橋市読み聞かせグループ連絡協議会 第2回研修会	10:00	文学館 ホール	図書館
25	火				
26	水				
27	木				
28	金	第41回少年の主張前橋大会	13:00	総合福祉会館	青少年課
29	土				
30	日				

平成 3 1 年度学校施設の工事概要について

教育施設課

資料 1 わかば小学校校舎大規模改造工事（第二期）の概要について

資料 2 明桜中学校体育館ほか新築工事の概要について

資料 3 明桜中学校校舎ほか大規模改造工事の概要について

わかば小学校校舎大規模改造工事（第二期）の概要について

1 基本方針

経年により劣化した内外装の改修、老朽化した設備機器、サッシの取替えなどの工事を実施し、教育環境の改善と施設の長寿命化を図ります。

2 工事概要

校舎改造：既設鉄筋コンクリート造3階建 北校舎棟（管理・特別教室棟）

改修部分床面積2,605㎡

内外装改修、設備機器、サッシ取替工事など

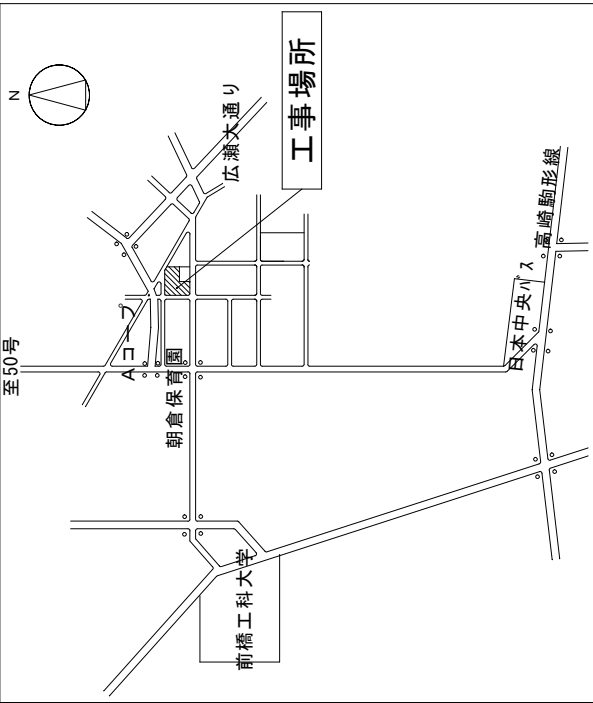
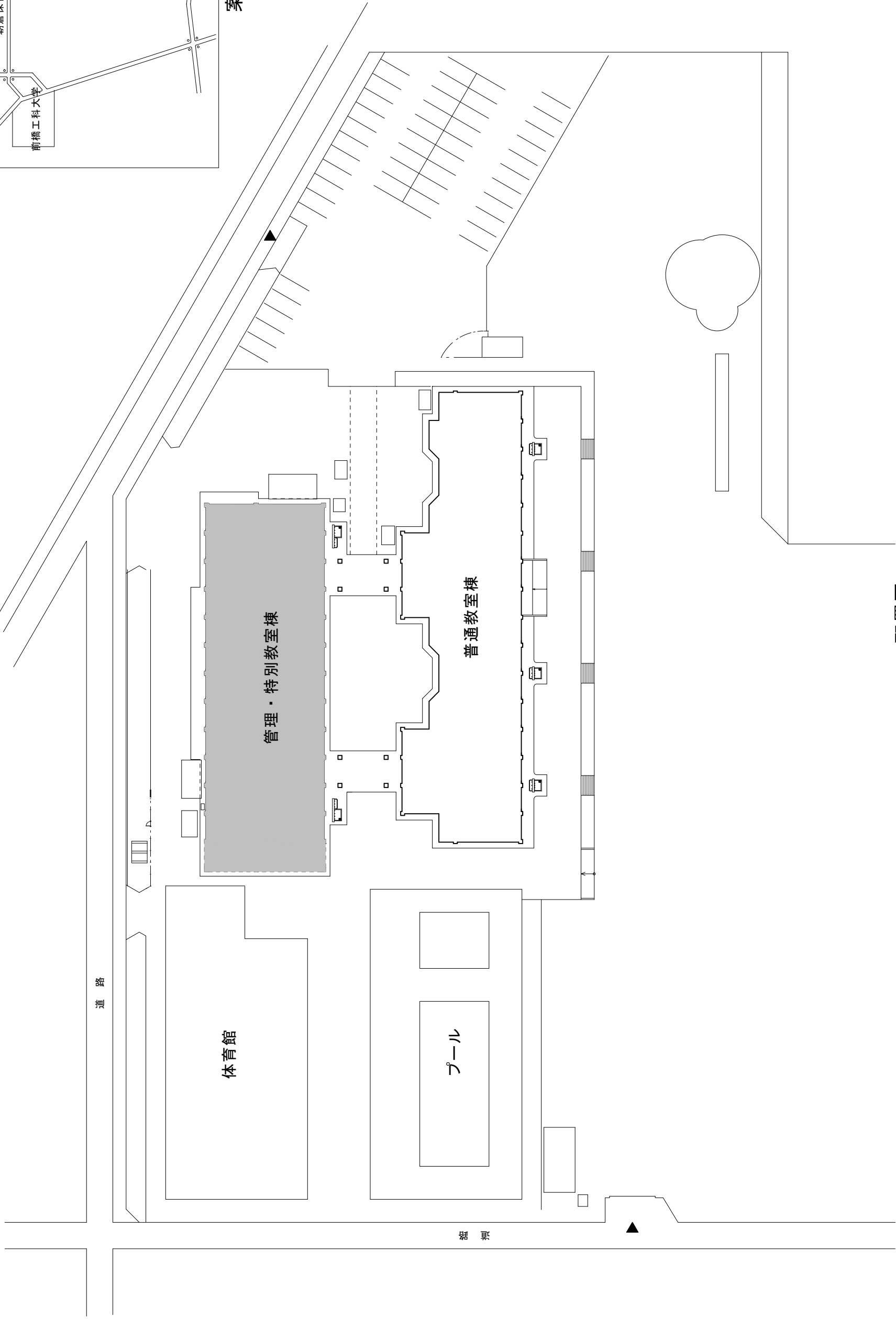
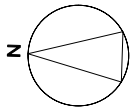
- ・1階所要室：保健室、理科室、昇降口、廊下
- ・2階所要室：家庭科室、校長室、図書室、廊下
- ・3階所要室：図工室、パソコン室、音楽室、廊下

3 事業経緯、今後の計画等

2017年度 実施設計

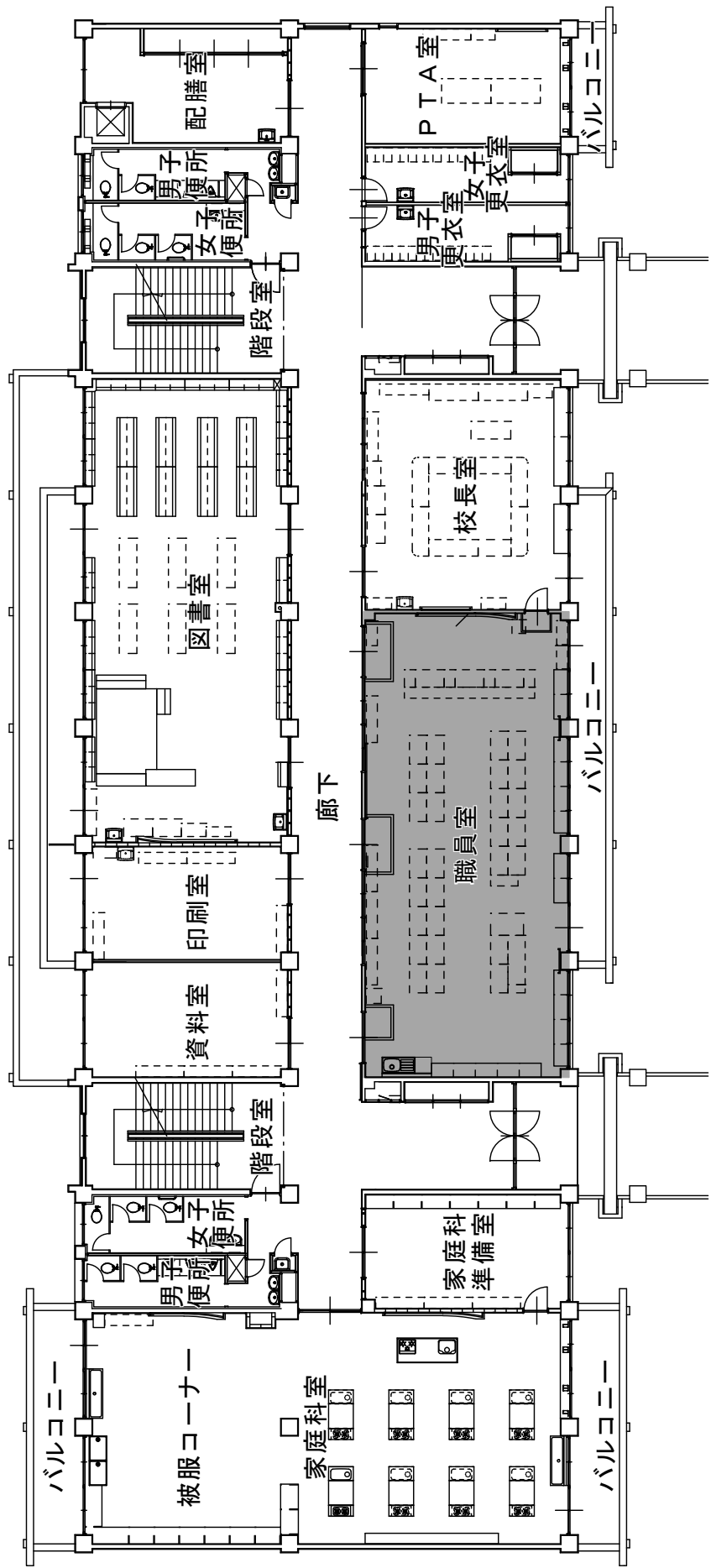
2018年度 大規模改造工事（第一期）南校舎施工（完了）

2019年度 大規模改造工事（第二期）北校舎施工



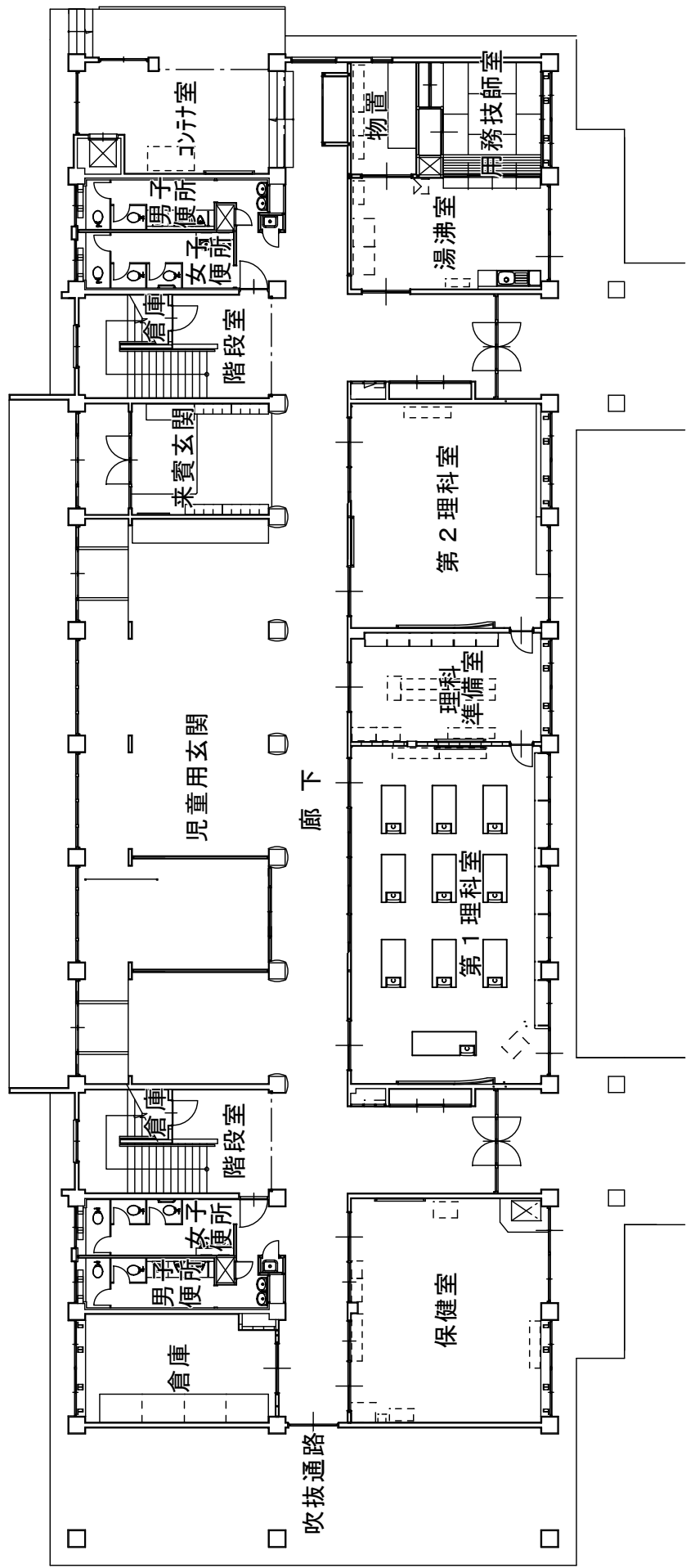
案内図

配置図

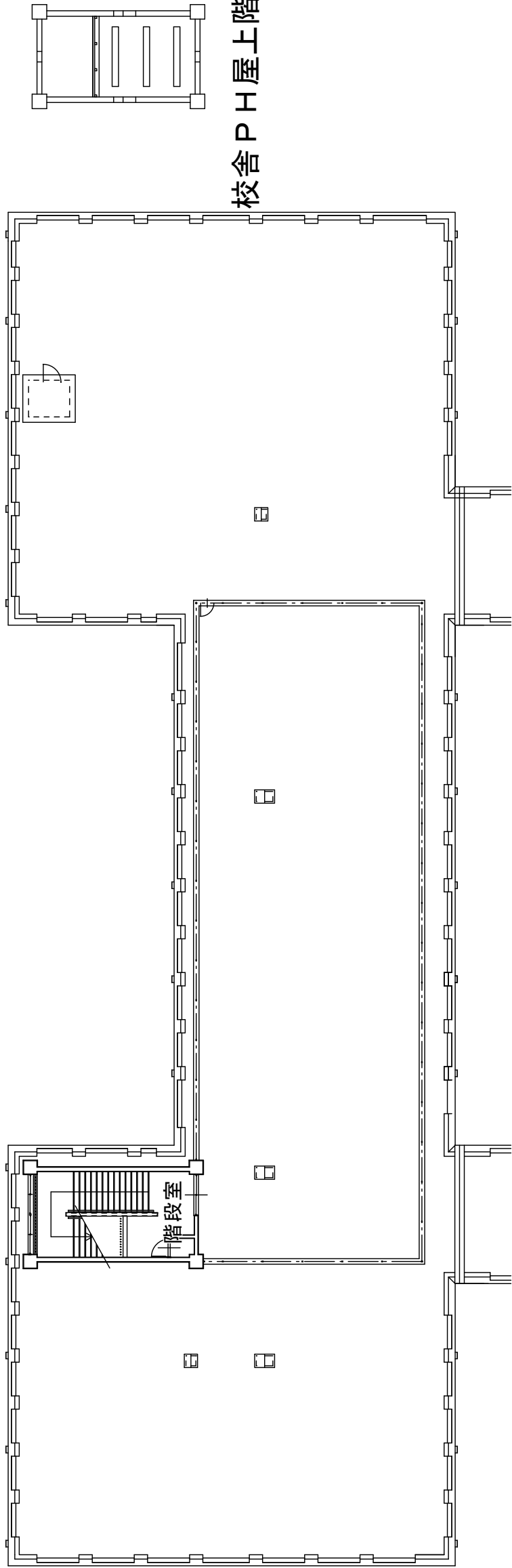


校舎2階平面図

■ 改修対象外を示す

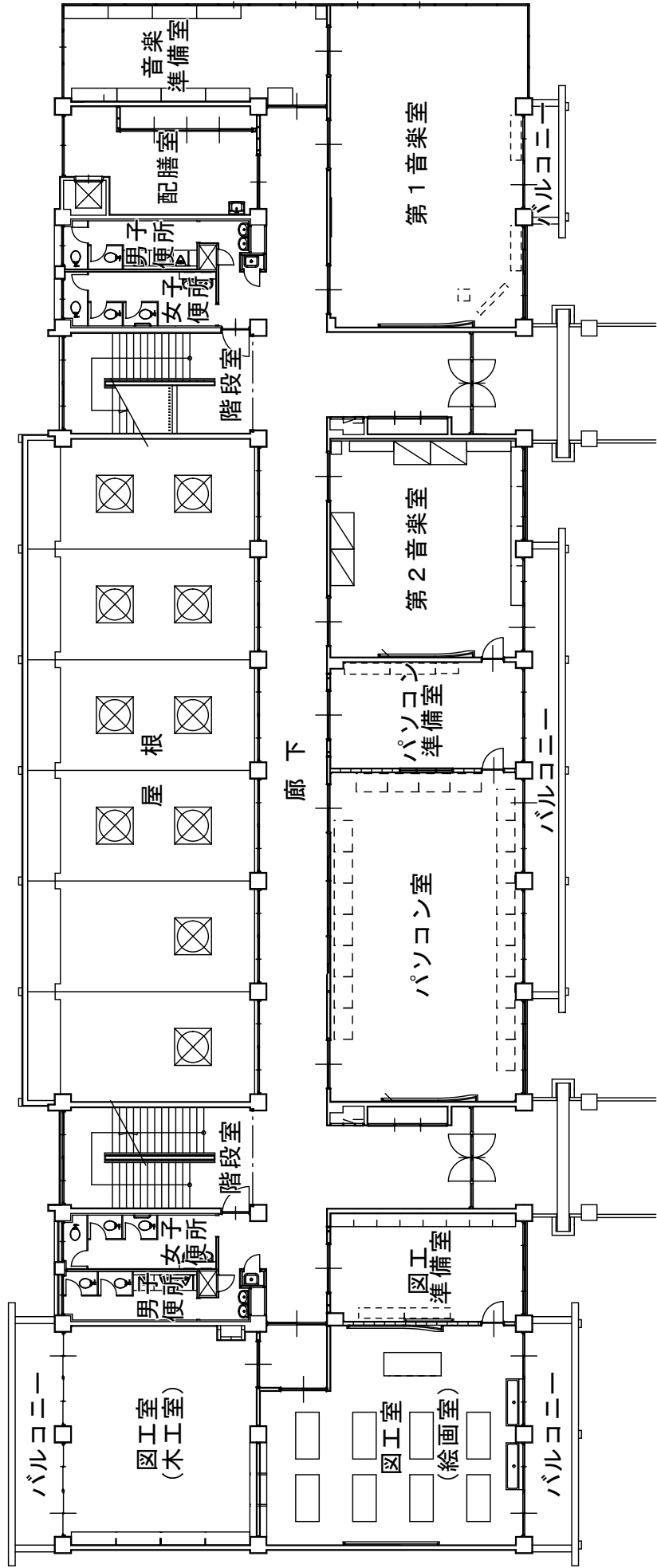


校舎1階平面図



校舎PH屋上階平面図

校舎屋上階平面図



校舎3階平面図

明桜中学校体育館ほか新築工事の概要について

1 基本方針

- (1) 春日中学校、広瀬中学校の統合校として、中学校サイズのアリーナを持つ体育館を新築します。
- (2) 学校体育を基本として、地域スポーツの振興にも寄与できる体育館とします。
- (3) 災害時の避難場所として十分な構造耐力を確保した安全な体育館とします。

2 工事概要

体育館 : 鉄骨造 2 階建 延べ面積 1, 9 7 7 . 8 5 m²

所要室 : アリーナ、ステージ、卓球場、玄関ホール、
管理室、器具庫、更衣室、便所、防災備蓄庫ほか

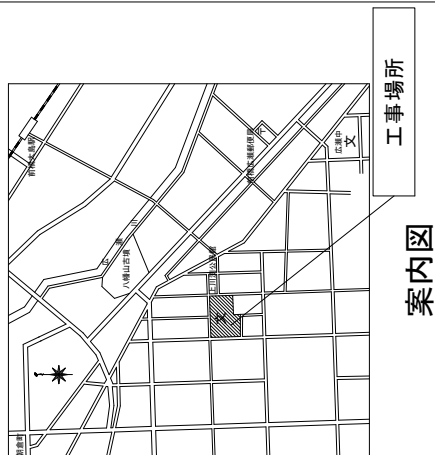
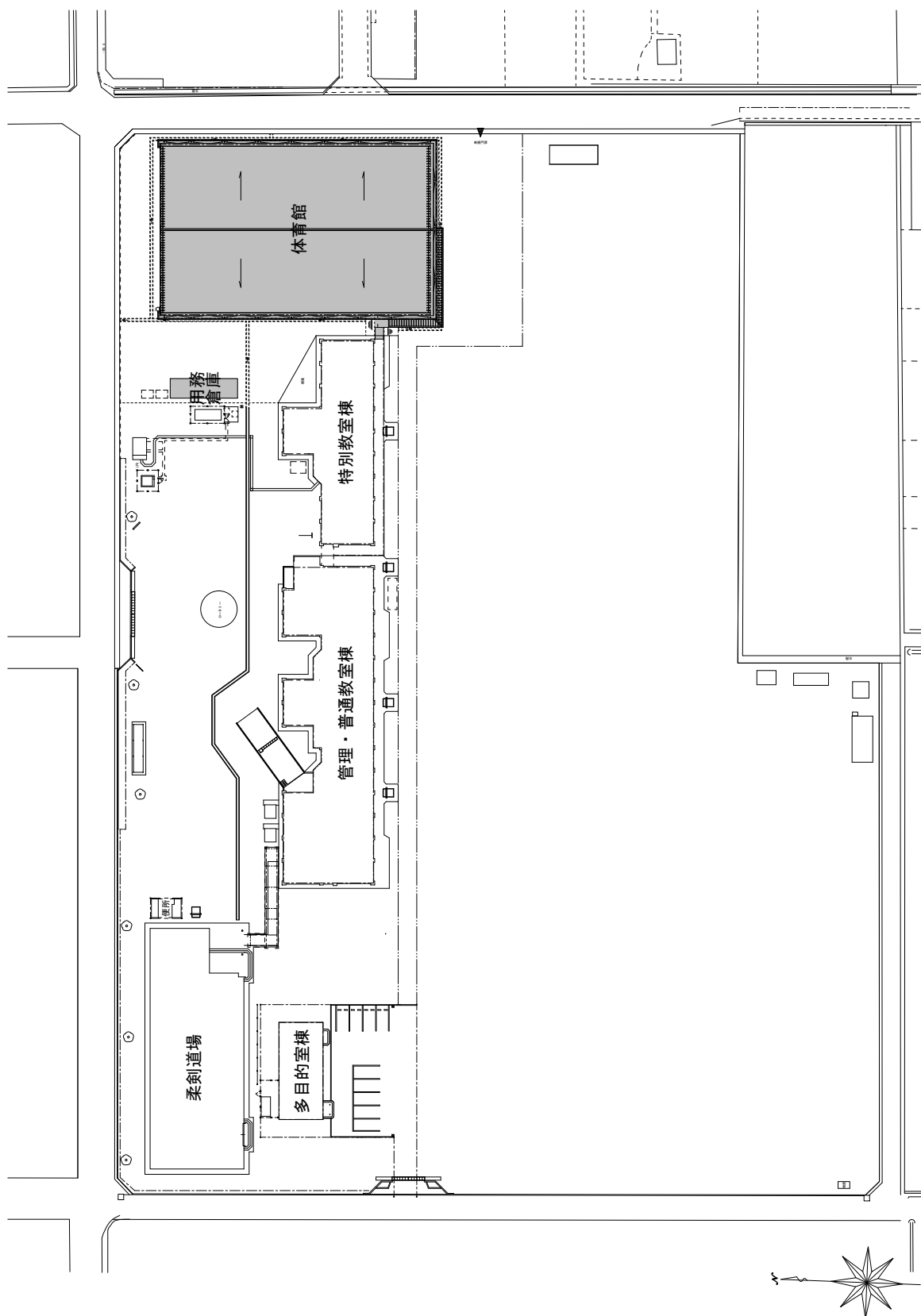
3 施設等の特徴

- (1) 体育館の配置について
解体した既存プール跡地に新しい体育館を建設するように配置します。
- (2) バリアフリー化の配慮について
体育館から校庭へ降りるためのスロープを設置するなど可能な限りバリアフリーに配慮した施設とします。
- (3) 照明について
競技のしやすい明るさを確保し、維持管理及び環境に配慮した L E D 照明を整備します。
- (4) 内装について
シックスクールに配慮した内装仕上材を使用します。
- (5) 防災備蓄庫について
避難施設としての機能を備えるため、防災備蓄庫を併設します。

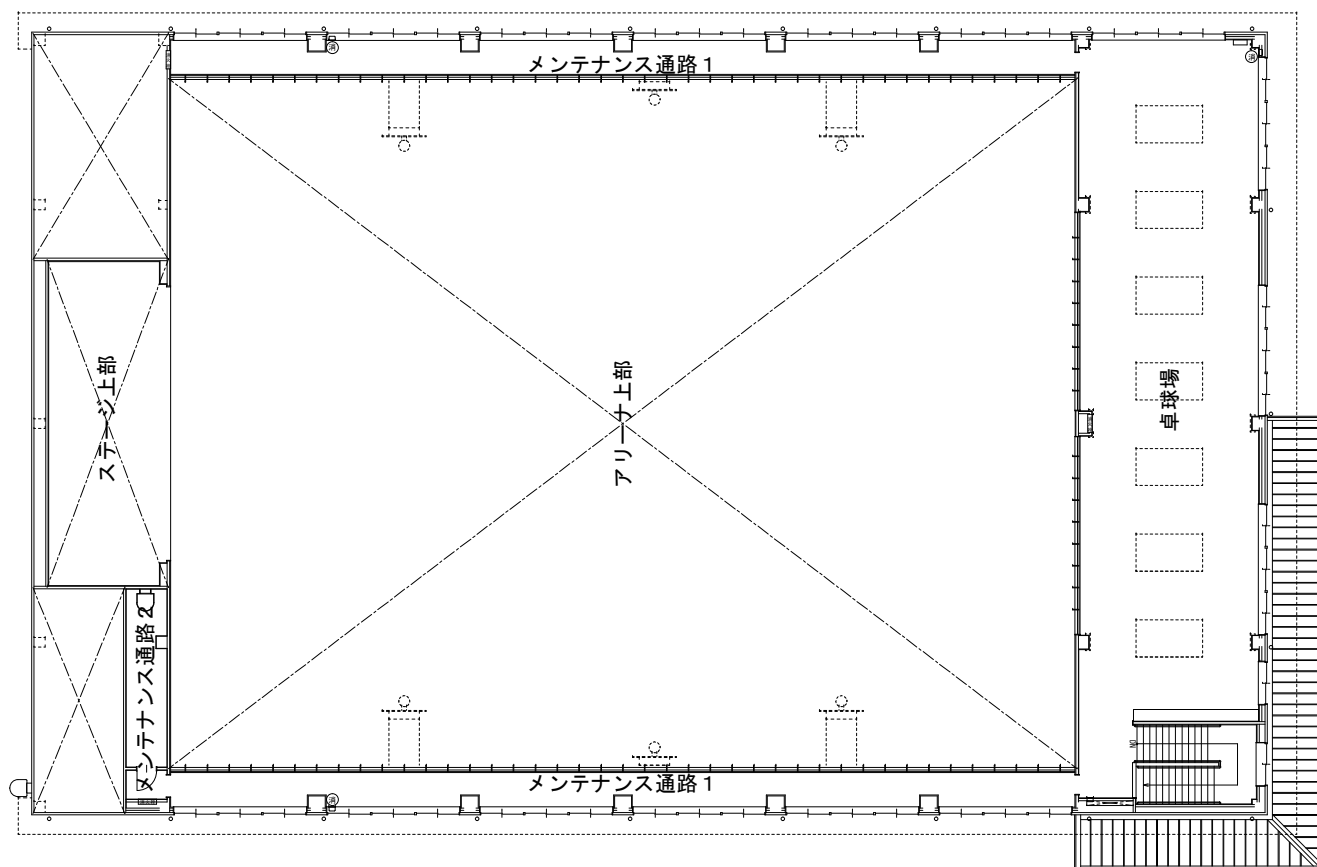
4 事業経緯、今後の計画等

2 0 1 7、2 0 1 8 年度	実施設計
2 0 1 9、2 0 2 0 年度	新体育館建設工事（2 0 2 0 年 8 月完成予定）
2 0 2 1 年度	明桜中学校開校

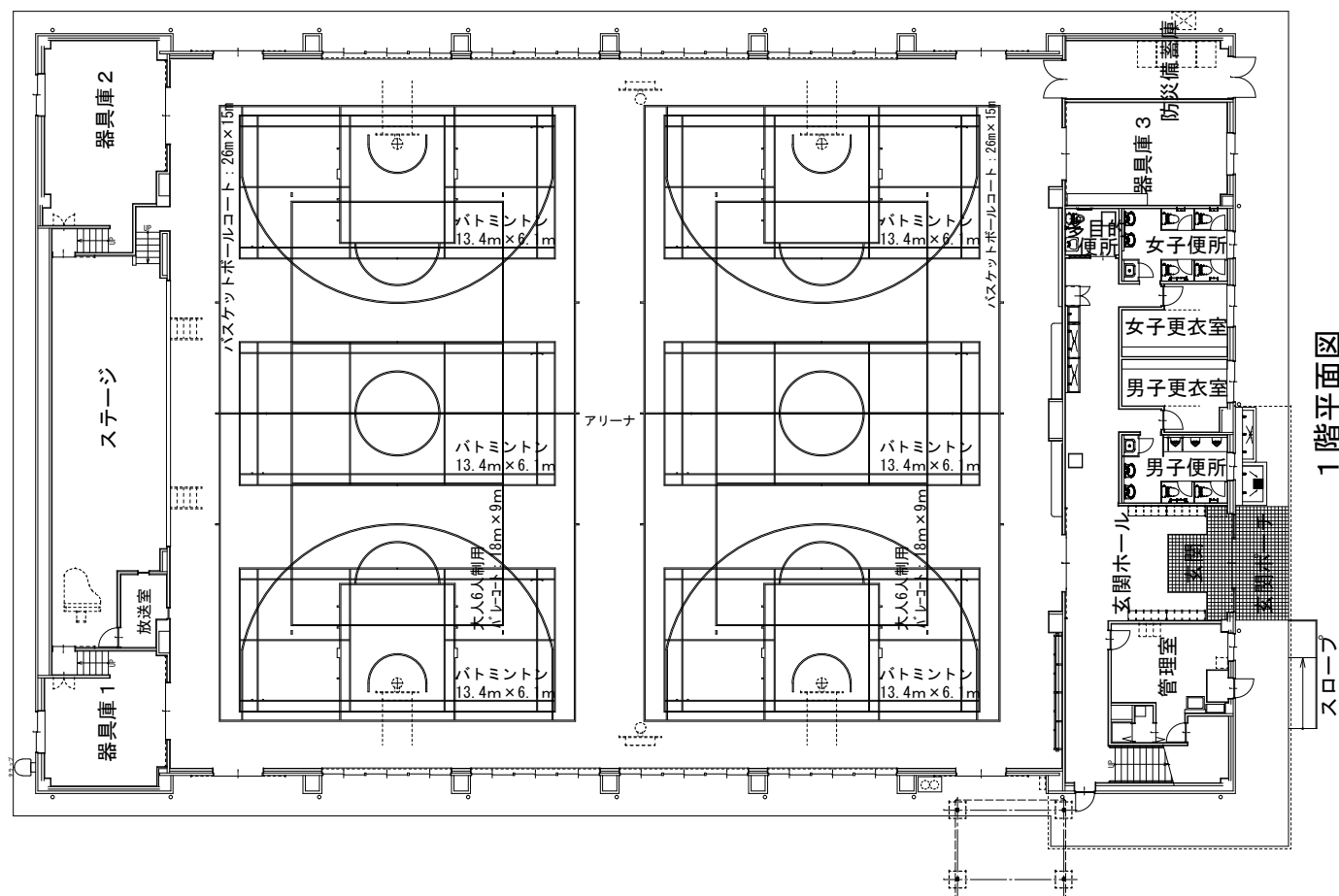
配置図



2階平面図



1階平面図



明桜中学校校舎ほか大規模改造工事の概要について

1 基本方針

春日中学校、広瀬中学校の統合校として既存小学校の内外装の改修に併せて中学校として必要な美術室等の特別教室を整備します。

また、既存の体育館は床を改修し、柔剣道場として、また、既存の児童クラブは内部を改修し、多目的室として活用いたします。

2 工事概要

校舎改造：既設鉄筋コンクリート造4階建 西校舎棟（管理・普通教室棟）、東校舎棟（特別教室棟）

改修部分床面積 5, 176 m²

内外装改修、設備機器、サッシ取替工事など

- ・1階所要室：普通教室（2）、多目的室、技術室、調理・被服室、便所、昇降口、廊下
- ・2階所要室：校長室、職員室、会議室、相談室、パソコン室、図書室、便所、廊下
- ・3階所要室：普通教室（8）、理科室、廊下、便所
- ・4階所要室：普通教室（5）、美術室、音楽室、便所、廊下

体育館改造：既設鉄骨造平家建

改修部分床面積 725 m²

床改修、内部塗装改修など

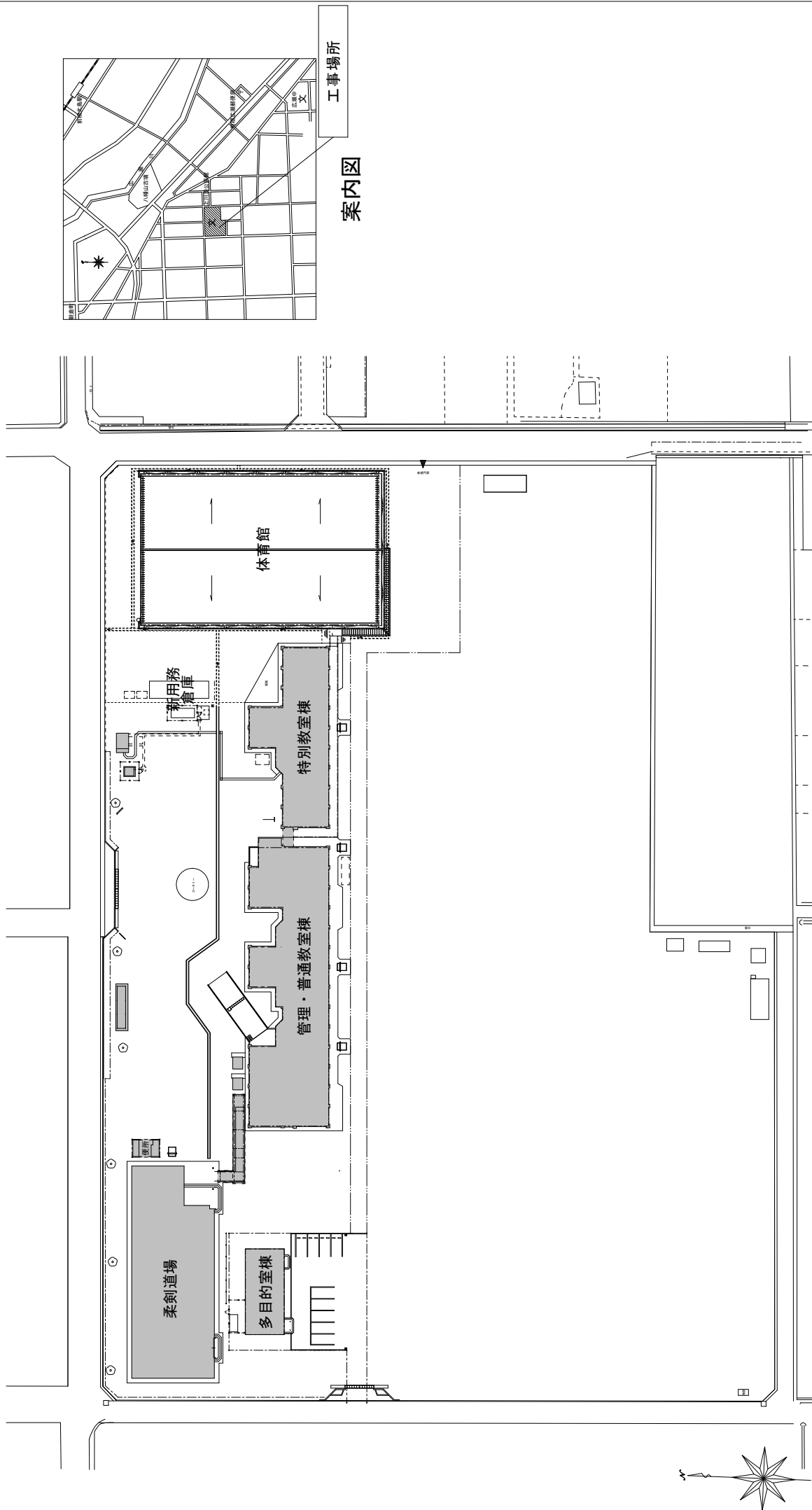
3 事業経緯、今後の計画等

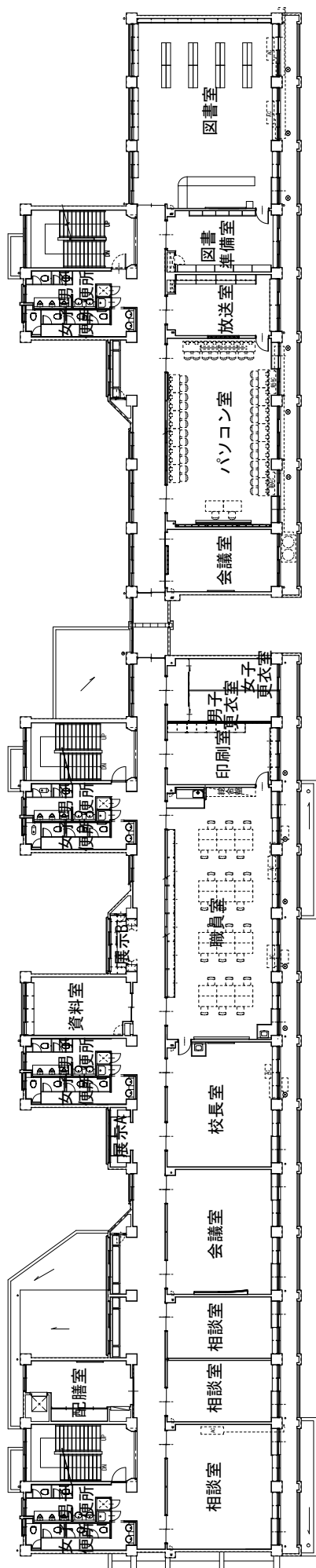
2017、2018年度 実施設計

2019、2020年度 大規模改造工事施工（2020年9月完成予定）

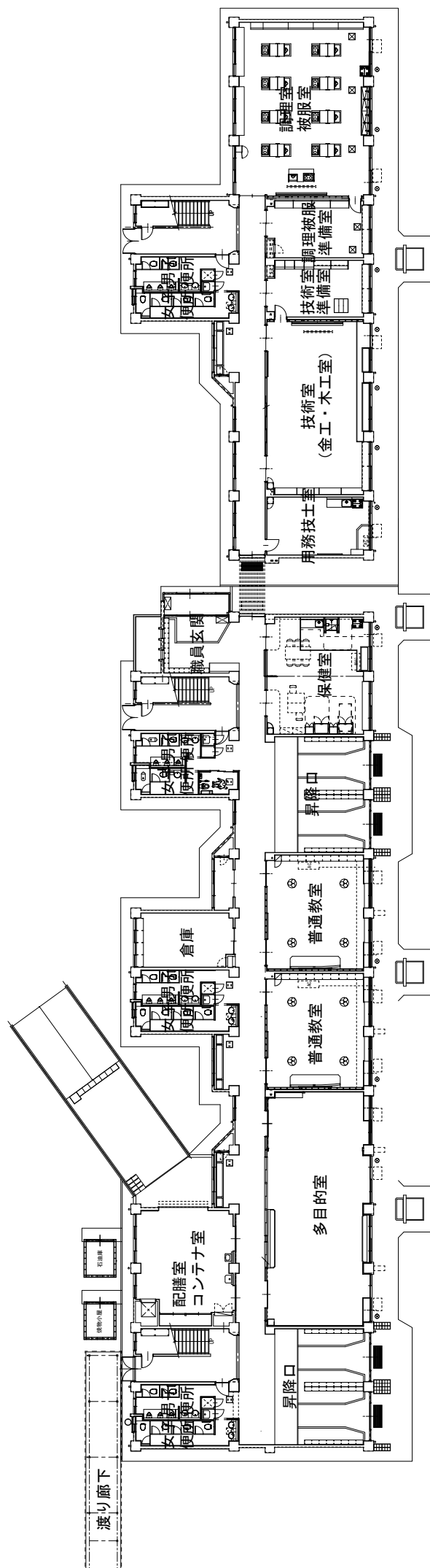
2021年度 明桜中学校開校

配置図

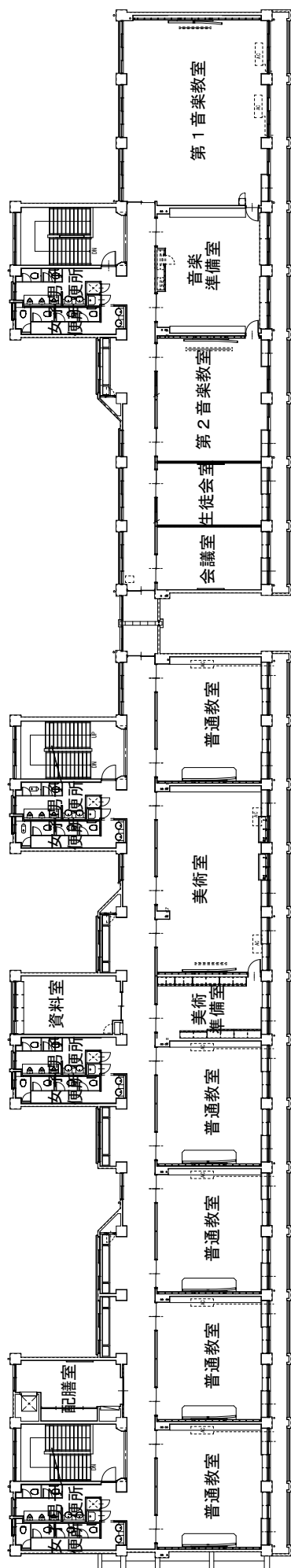




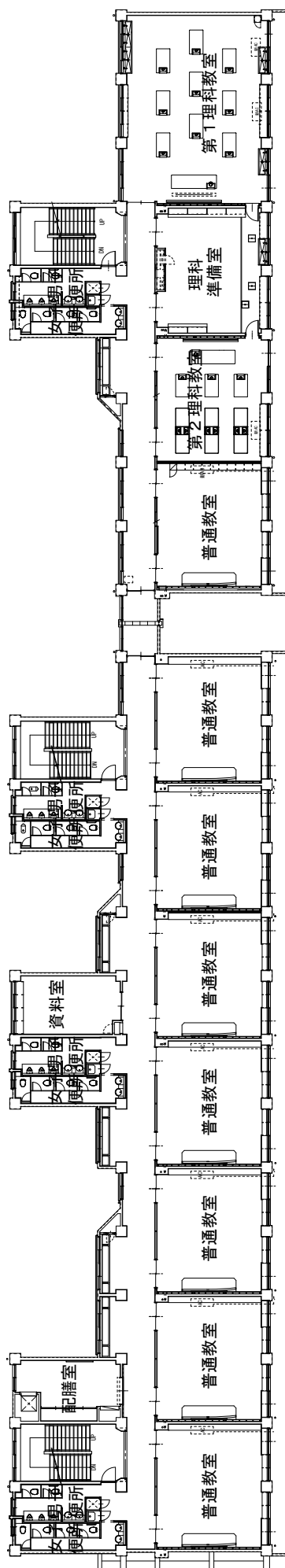
校舎2階平面図



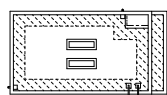
校舎1階平面図



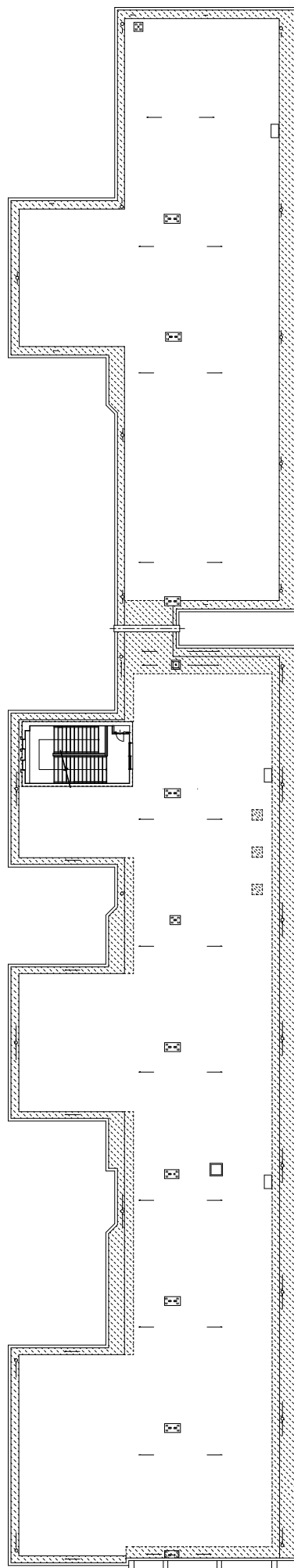
校舎4階平面図



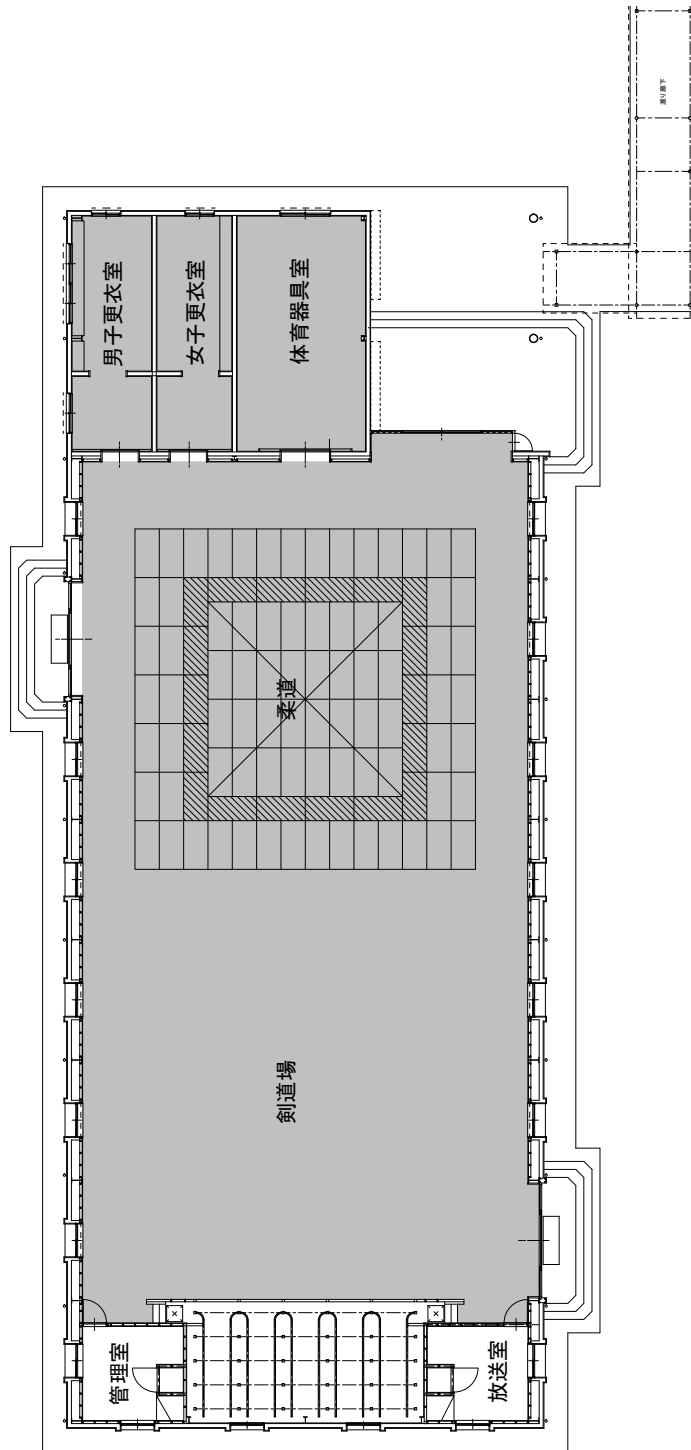
校舎3階平面図



校舎P H 階平面図



校舎屋上平面図



柔剣道場（既存体育館）1 階平面図

前橋市立前橋高等学校 平成30年度 進路概況

進路別人数(過去10年間の実人数)

年度	進路	大学	短大	専修・各種	就職	その他	合計
平成30年度		124	16	68	11	14	233
平成29年度		154	16	43	2	17	232
平成28年度		148	21	42	11	9	231
平成27年度		156	16	43	9	13	237
平成26年度		144	19	64	6	7	240
平成25年度		127	20	58	8	21	234
平成24年度		134	15	72	2	12	235
平成23年度		125	21	50	9	28	233
平成22年度		114	29	62	11	19	235
平成21年度		128	29	57	5	17	236

国立大学合格者人数(過去10年間の実人数)

年度	種別	合計	国立	公立
平成30年度		21(5)	7(3)	14(2)
平成29年度		25(2)	8(1)	17(1)
平成28年度		19(1)	11(1)	8
平成27年度		16(1)	5	11(1)
平成26年度		28(3)	7(1)	21(2)
平成25年度		18(1)	7(1)	11
平成24年度		15(2)	8(2)	7
平成23年度		19(5)	7(3)	12(2)
平成22年度		19(3)	7(1)	12(2)
平成21年度		11	4	7

平成30年度卒業生の進路状況 男女別・地域別内訳

	男	女	計	県内	県外
国立大	3	1	4	3	1
公立大	4	8	12	9	3
私立大	46	62	108	50	58
大学計	53	71	124	62	62
短大	0	16	16	13	3
専修・各種	22	46	68	52	16
民間就職	5	3	8	6	2
公務員	2	1	3	1	2
進路努力継続中	10	4	14	14	0
無業・その他	0	0	0	0	0
合計	92	141	233	148	85

合格者・内定者のべ人数一覧 ()は過年度卒

大学	201	(8)	文教大	1	浦和大	1	2
【国立大学】	21	(5)	女子栄養大	1	国際医療福祉大	1	3
群馬大	4	(1)	武蔵川女子大	1	川村学園女子大	1	2
県民健康科学大	2		大妻女子大	1	甲南大	1	1
群馬県立女子大	3		東京家政大	1	常葉大	1	2
前橋工科大	5	(1)	明星大	2	2 短期大学	22	2
高崎経済大	1	(1)	祐聖大	1	埼玉女短	1	2
東京藝術大	1	(1)	神奈川工科大	1	育英短	2	2
金沢大	1	(1)	北里大	1	東京福祉大短大	2	1
宇都宮大	1		龍澤大	1	桐生大短大	2	1
都留文科大	1		新潟リハビリ大	2	群馬医療福祉短大	4	1
長野大	1		平成国際大	1	高崎商大短大	2	1
諏訪東京理大	1		帝京科学大	1	新島学園短大	6	1
【私立大学】	180	(3)	国際武蔵大	1	湘徳大短大	1	1
高崎健康福祉大	24		流通経済大	2	鹿児島純心女短	2	1
共愛前橋国際大	9		桜美林大	2	3 各種・専門学校	78	7
群馬パース大	12		白百合女子大	1	伊勢崎敬愛看護学院	6	1
上武大	5		東京音大	1	群馬県高等歯科衛生士学院	4	1
群馬医療福祉大	10		名古屋学院大	1	群馬県美容専門学校	2	1
関東学院大	5		日本工大	2	群馬自動車学校	1	2
高崎商大	6		つくば国際大	1	群馬法科ビジネス専門学校	3	1
桐生大	4		東京工科大	1	高崎歯科衛生専門学校	1	1
東京福祉大	4		駿河台大	1	資生堂美容技術専門学校	1	1
青英大	2		帝京平成大	2	前橋医療福祉専門学校	2	15
中央大	1		湘徳大	1	大原スポーツ公務員専門学校	1	1
法政大	2		湘南工科大	2	中央情報経理専門学校	1	1
津田塾大	1		城西国際大	3	東日本製菓技術専門学校	2	1
明治学院大	2		城西大	5	前橋東看護学院	4	1
日本大	6	(1)	東洋英和女学大	1	太田高等看護学院	1	1
東洋大	2		尚美学園大	1	大宮ビューティーアート専門学校	1	1
駒澤大	1	(1)	東京国際大	1	東日本デザイン&コンピュータ専門学校	1	1
専修大	1		新潟医療福祉大	1	高崎動物専門学校	2	1
東京経大	1		姉見学園女子大	1	フェリカ建築&デザイン専門学校	2	1
神奈川大	2		秀明大	1	東日本栄養医療専門学校	1	1
成蹊大	1	(1)	日本医療科学大	4	東京観光専門学校	1	1
大東文化大	11		埼玉工大	3	東京スクールオブミュージック&ダンス専門学校	1	1
亜細亜大	1		杉野服飾大	1	太田情報商科専門学校	1	1
千葉工大	2		足利大	3	群馬日建工科専門学校	2	1
獨協大	1		筑波学園大	1	群馬エスビック株式会社	1	1

平成30年度 第4回前橋市社会教育委員会議の開催結果について

日 時	平成31年3月15日（金）午前9：30～11：30
場 所	前橋市中央公民館 506 学習室
出 席 者	（委員：9名） 安保博史、清水和夫、大森昭生、高橋宏明、三好玲子、酒井一雄 布川佳朋、荻野千槍、黛 若葉 （事務局：9名） 塩崎教育長、根岸教育次長、林指導担当次長、佐藤児童文化センター 館長、若島生涯学習課長 他4名
議 題	（1）コミュニティセンターにおける今年度の取組について （2）学生の事業等への関わりの在り方に関する方策の方向性について
結果概要	（1）コミュニティセンターにおける今年度の取組について コミュニティセンターにおいて、今年度実施した職員研修や社会教育事業について事務局より説明し、それを受けて協議が行われた。 （2）学生の事業等への関わりの在り方に関する方策の方向性について 第2回社会教育委員会議において委員より言及のあった市長部局における中・高・大学生の事業等への関わりの状況及び第2回会議での報告後に実施した公民館やコミュニティセンターの事業について事務局より説明し、それを受けて協議が行われた。
主な意見等	○コミュニティセンターの事業が充実してきたのは、地道に研修を進めたことが成果として表れ、人材が育っているからだと思う。 ○第一コミュニティセンターでは、サークル活動を行っている団体に依頼して、放課後等に子供達のための文化的な活動の場を設けてもらうことも可能であるかと思う。 ○高校生が地域で様々な活動をしているが、取組の様子から社会に対して相当の意識をもっていると感じられる。地域に関わる仕組みを一つ上手く作り出せれば、他にも広げていくことができるのではないか。

文部科学省委託事業「幼児教育の推進体制構築事業」(最終報告)について

○ 実施期間

平成28年度から30年度まで(3年間)

○ 報告概要

本事業では、前橋市の目指す「多様な人々と協働し、主体的に活動する子ども」の育成に向けて、幼児教育センターとして、幼児教育の一層の充実を図るため、下記の2点について調査研究を実施。

(1)「幼児教育アドバイザー」の育成・配置に関する調査研究

様々な経歴を有する外部有識者16名を「幼児教育アドバイザー」として委嘱し、市内全ての園所等を対象に『チームまえばし保育サポート事業』として、出前研修や出前相談等の園所訪問や「こども教育研修会」「保幼小連携地区ブロック研修会」等の研修会での活用を実施。

(2) 幼児教育の質の向上を図るために必要な推進体制に関する調査研究

子どもたちが主体的に生きていくうえで必要であり重要となる体験を「めぶきの1～5」としてまとめた「まえばし幼児教育充実指針『めぶく～幼児の育ち～』」を作成し、その周知と活用を進めている。

○ 報告書

前橋市幼児教育センターホームページに掲載

<https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/kyoiku/sogokyoikupiraza/gyomu/4684.html>



前橋市立図書館からのお知らせ

図書館サポーターを募集します！

図書館の運営ボランティアである「図書館サポーター」を募集します。
職員と共に本の整理や修理などをしてみませんか。
活動場所は市立図書館、こども図書館になります。
経験や資格などは必要ありません。一緒に図書館を作っていきませんか。

活動の一例

- 返却された本を書架に戻し、整理する
- 傷んだ本の修理
- お勧め本を紹介するPOPの作成、掲示
- 障がい者宅への配本
- 図書館で開催するイベントの補助
- 絵本や紙芝居の読み聞かせ

など

対象者：どなたでも

申し込み：前橋市立図書館（前橋こども図書館や分館）へご来館いただき、申込書の記入をお願いします。申込書は図書館内にあるほか、図書館ホームページからもダウンロードできます。

定員：活動する内容によって異なります。詳しくはお問合せください。

※活動は無償です。謝礼や交通費、昼食などの支給はありません。

問い合わせ先：前橋市立図書館地域サービス係（担当：天田）

住所：前橋市大手町二丁目12-9

電話番号：027-224-4311

FAX：027-243-1877

ホームページアドレス：<https://www.city.maebashi.gunma.jp/library/index.html>